

ジェンダー論 テータ集
平成22年度男女共同参画白書から

数字で見る
日本の女と男のいま

1 日本は男女平等か？

(注)

HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画 (UNDP) による指標で、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化したもの。具体的には、平均寿命、教育水準 (成人識字率と就学率)、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出している。

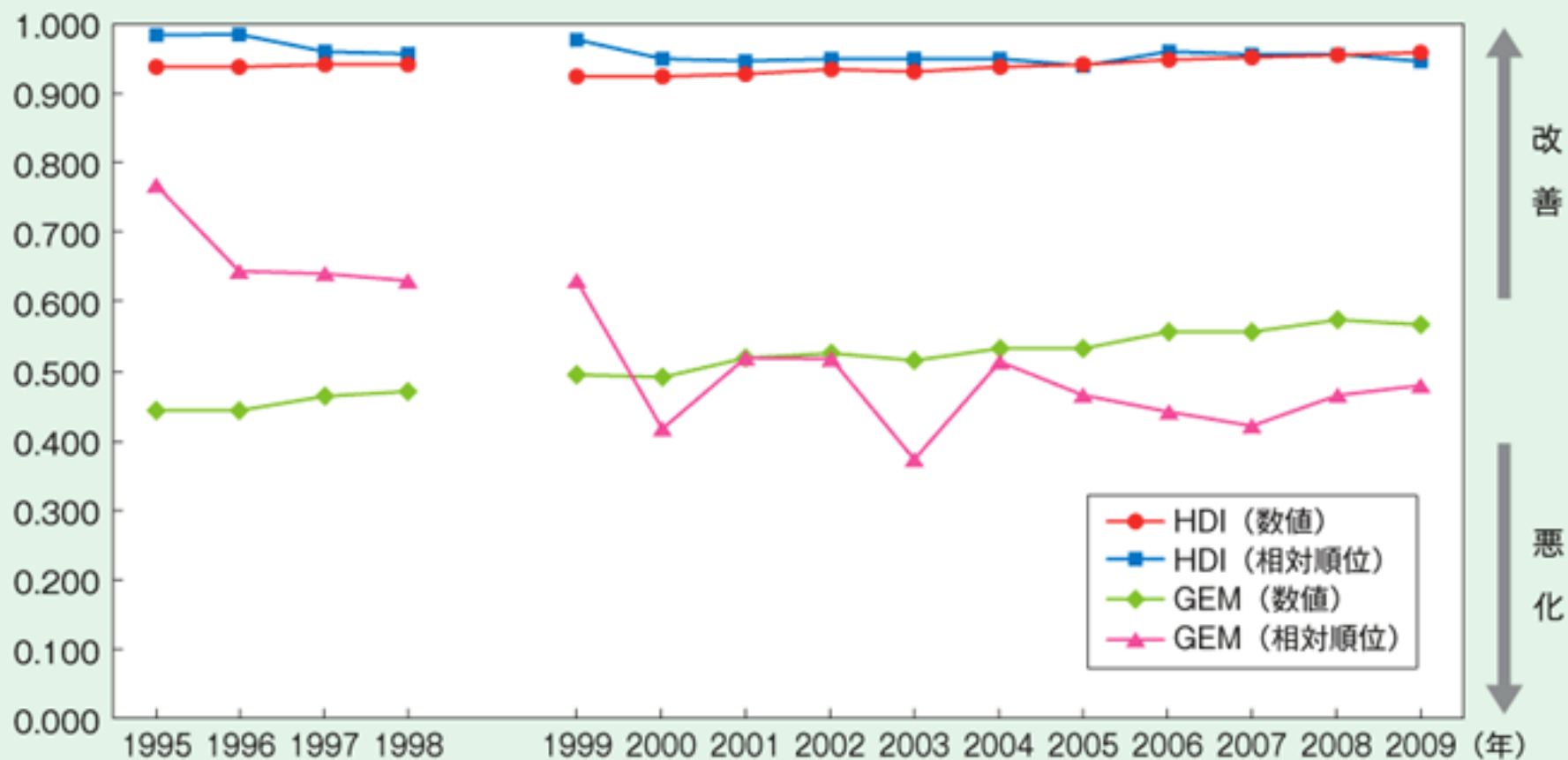
GEM ジェンダー・エンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure)

国連開発計画 (UNDP) による指標で、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。GEMが、国の開発レベルの影響を受け、必ずしも男女間格差を示せないことに比べ、性別による格差を明らかにできる。

第1-特-4図 日本のGEMの相対順位



- (備考) 1. 国連開発計画 (UNDP) “Human Development Report” 各年版より作成。年は報告書の発行年。
 2. 「相対順位」は「 $1 - \text{順位} / \text{測定可能国数}$ 」で計算。上位からどの程度の位置にあるかを示す。
 3. 1999年以降計算方法が変更されているため、1998年以前と正確には比較できない。

第1-1-14表 HDI, GEM, GGIにおける日本の順位

①HDI
(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.971
2	オーストラリア	0.970
3	アイスランド	0.969
4	カナダ	0.966
5	アイルランド	0.965
6	オランダ	0.964
7	スウェーデン	0.963
8	フランス	0.961
9	スイス	0.960
10	日本	0.960
11	ルクセンブルク	0.960
12	フィンランド	0.959
13	米国	0.956
14	オーストリア	0.955
15	スペイン	0.955
16	デンマーク	0.955
17	ベルギー	0.953
18	イタリア	0.951
19	リヒテンシュタイン	0.951
20	ニュージーランド	0.950
21	英国	0.947
22	ドイツ	0.947
23	シンガポール	0.944
24	香港	0.944
25	ギリシャ	0.942
26	韓国	0.937
27	イスラエル	0.935
28	アンドラ	0.934
29	スロベニア	0.930

②GEM
(ジェンダー・エンパワーメント指数)

順位	国名	GEM値
1	スウェーデン	0.909
2	ノルウェー	0.906
3	フィンランド	0.902
4	デンマーク	0.896
5	オランダ	0.882
6	ベルギー	0.874
7	オーストラリア	0.870
8	アイスランド	0.859
9	ドイツ	0.852
10	ニュージーランド	0.841
11	スペイン	0.835
12	カナダ	0.830
13	スイス	0.822
14	トリニダード・トバゴ	0.801
15	英国	0.790
16	シンガポール	0.786
17	フランス	0.779
18	米国	0.767
19	ポルトガル	0.753
20	オーストリア	0.744
21	イタリア	0.741
22	アイルランド	0.722
23	イスラエル	0.705
24	アルゼンチン	0.699
25	アラブ首長国連邦	0.691
26	南アフリカ共和国	0.687
27	コスタリカ	0.685
28	ギリシャ	0.677
29	チェコ	0.676

③GGI
(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.828
2	フィンランド	0.825
3	ノルウェー	0.823
4	スウェーデン	0.814
5	ニュージーランド	0.788
6	南アフリカ共和国	0.771
7	デンマーク	0.763
8	アイルランド	0.760
9	フィリピン	0.758
10	レソト	0.750
11	オランダ	0.749
12	ドイツ	0.745
13	スイス	0.743
14	ラトビア	0.742
15	英国	0.740
16	スリランカ	0.740
17	スペイン	0.734
18	フランス	0.733
19	トリニダード・トバゴ	0.730
20	オーストラリア	0.728
21	バルバドス	0.724
22	モンゴル	0.722
23	エクアドル	0.722
24	アルゼンチン	0.721
25	カナダ	0.720
26	モザンビーク	0.720
27	コスタリカ	0.718
28	バハマ	0.718
29	チェコ	0.718

29	ヘルパーノ	0.929	29	ヤムエハ	0.670	29	ヤムエハ	0.710
30	ブルネイ	0.920	30	エストニア	0.665	30	リトアニア	0.718
31	クウェート	0.916	31	チェコ	0.664	31	米国	0.717
32	キプロス	0.914	32	スロバキア	0.663	32	ナミビア	0.717
33	カタール	0.910	33	ラトビア	0.648	33	ベルギー	0.717
34	ポルトガル	0.909	34	スロベニア	0.641	34	ベラルーシ	0.714
35	アラブ首長国連邦	0.903	35	マケドニア	0.641	35	ガイアナ	0.711
36	チェコ	0.903	36	ペルー	0.640	36	モルドバ	0.710
37	バルバドス	0.903	37	バルバドス	0.632	37	エストニア	0.709
38	マルタ	0.902	38	ポーランド	0.631	38	ブルガリア	0.707
39	バーレーン	0.895	39	メキシコ	0.629	39	ボツワナ	0.707
40	エストニア	0.883	40	リトアニア	0.628	40	ウガンダ	0.707
41	ポーランド	0.880	41	エクアドル	0.622	41	キルギス	0.706
42	スロバキア	0.880	42	セルビア	0.621	42	オーストリア	0.703
43	ハンガリー	0.879	43	ナミビア	0.620	43	パナマ	0.702
44	チリ	0.878	44	クロアチア	0.618	44	ペルー	0.702
45	クロアチア	0.871	45	ブルガリア	0.613	45	イスラエル	0.702
46	リトアニア	0.870	46	バーレーン	0.605	46	ポルトガル	0.701
47	アンティグア・バーブーダ	0.868	47	パナマ	0.604	47	カザフスタン	0.701
48	ラトビア	0.866	48	キプロス	0.603	48	ジャマイカ	0.701
49	アルゼンチン	0.866	49	ウガンダ	0.591	49	ニカラグア	0.700
50	ウルグアイ	0.865	50	レソト	0.591	50	ポーランド	0.700
51	キューバ	0.863	51	セントルシア	0.591	51	ロシア	0.699
52	バハマ	0.856	52	ハンガリー	0.590	52	スロベニア	0.698
53	メキシコ	0.854	53	ガイアナ	0.590	53	マケドニア	0.695
54	コスタリカ	0.854	54	ホンジュラス	0.589	54	クロアチア	0.694
55	リビア	0.847	55	ベネズエラ	0.581	55	エルサルバドル	0.694
56	オマーン	0.846	56	キルギス	0.575	56	コロンビア	0.694
57	セーシェル	0.845	57	日本	0.567	57	ウルグアイ	0.694
58	ベネズエラ	0.844	58	スリナム	0.560	58	ウズベキスタン	0.691
59	サウジアラビア	0.843	59	フィリピン	0.560	}}		
60	パナマ	0.840	60	ロシア	0.556	101	日本	0.645

(備考) 1. 国連開発計画 (UNDP) 「Human Development Report 2009」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2009」より

（国際的にみても低い水準にある我が国の状況）

2009（平成21）年に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書」によると、日本は人間開発指数（HDI）が測定可能な182か国中10位であるのに対し、ジェンダー・エンパワメント指数（GEM）は測定可能な109か国中57位となっている。また、世界経済フォーラムが2009（平成21）年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は測定可能な134か国中101位となっている。

GEM及びGGIの順位はHDIの順位に比して低く、我が国は、人間開発の達成度では実績を上げているが、男女の格差が大きく、女性が政治・経済活動に参画し、意思決定に参加する機会が不十分であることが分かる。

GEMの上位5か国は、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、オランダであるが、これらの国では、その他の指標においても順位が高い傾向にある（第1-1-14表）。

第1-特-5表 GEMの順位と内訳

	対象国の 平均値	日 本 (57位)	ニュージーランド (10位)	オーストリア (20位)	米 国 (18位)	韓 国 (61位)
国会議員の女性 割合	19%	12%	34%	27%	17%	14%
管理職の女性割 合	28%	9%	40%	27%	43%	9%
専門・技術職の 女性割合	48%	46%	54%	48%	56%	40%
所得推計値の男 女比	0.55	0.45	0.69	0.40	0.62	0.52

(備考) 国連開発計画 (UNDP) “Human Development Report 2009” より作成。

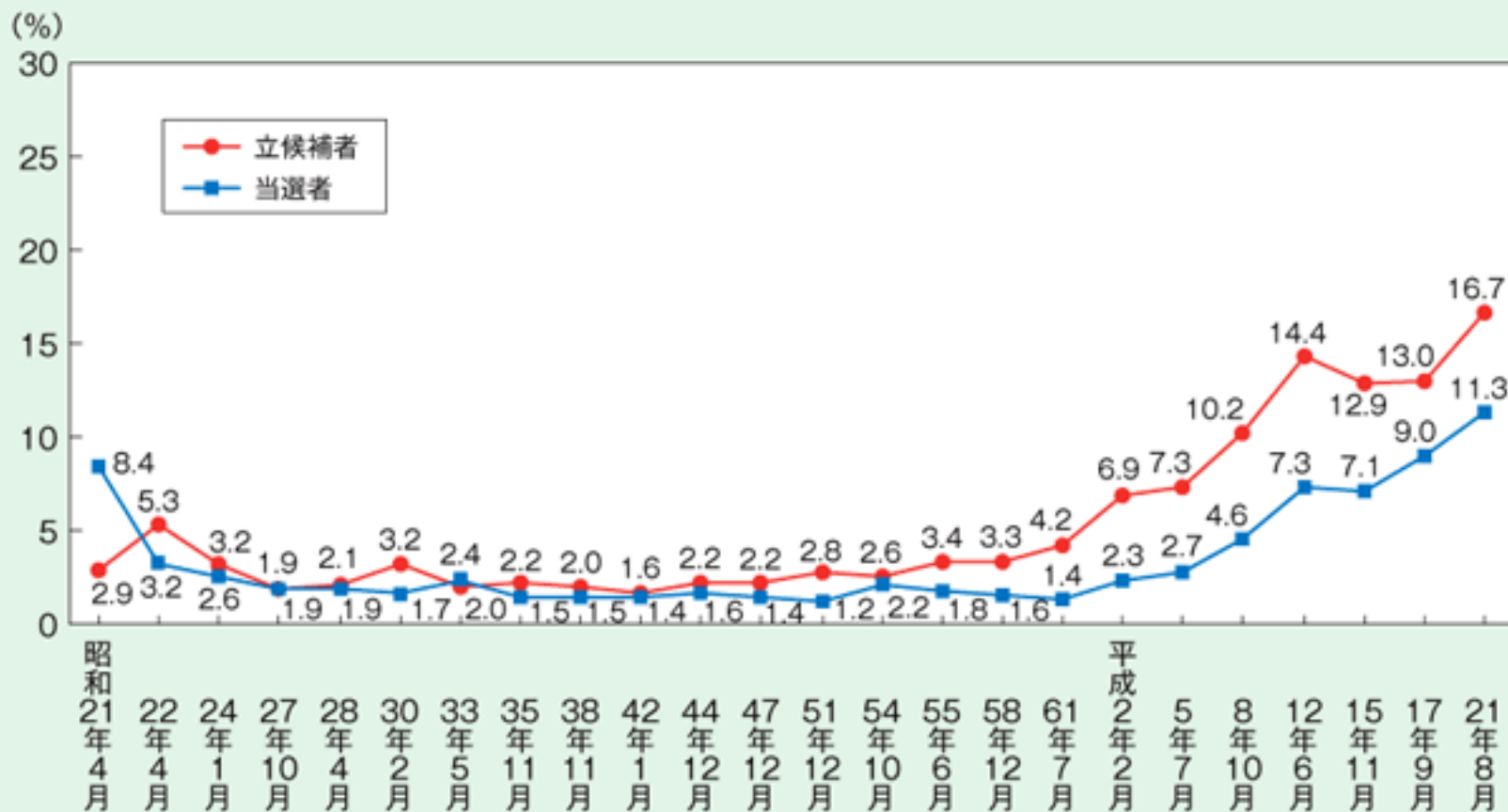
第1-特-7表 日本のGGIの内訳

	女 性	男 性	女性/ 男性	各分野 の数値	順 位
GGI (Gender Gap Index)				0.645	101
経 済				0.549	108
労働力率 (%)	61	84	0.72		83
同じ仕事の賃金の同等性			0.59		99
所得の推計値 (PPP US\$)	18,334	40,000	0.46		100
管理職に占める比率 (%)	10	90	0.1		109
専門職に占める比率 (%)	46	54	0.86		77
教 育				0.985	84
識字率 (%)	100	100	1		1
初等教育在学率 (%)	100	100	1		1
中等教育在学率 (%)	98	98	1		1
高等教育在学率 (%)	54	62	0.88		98
健 康				0.979	41
新生児の男女比率			0.94		89
健康寿命	78	72	1.08		1
政 治				0.065	110
国会議員に占める比率	9	91	0.1		105
閣僚の比率	12	88	0.13		85
最近50年の国家元首の在任年数	0	50	0		41

(備考) 世界経済フォーラム “The Global Gender Gap Report 2009” より作成。

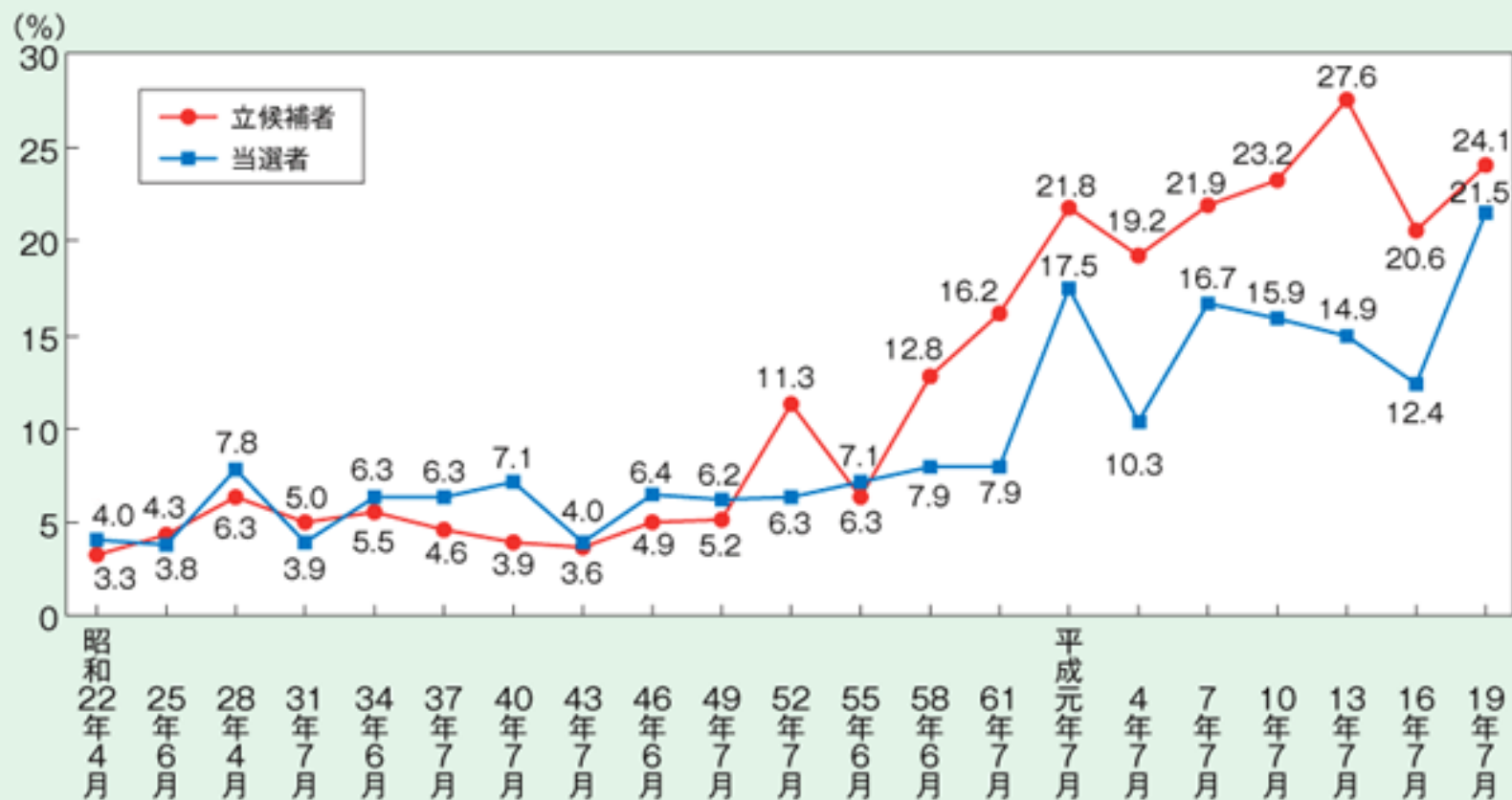
1 意思決定過程への女性の参画

第1-1-1図 衆議院議員総選挙立候補者、当選者に占める女性割合の推移



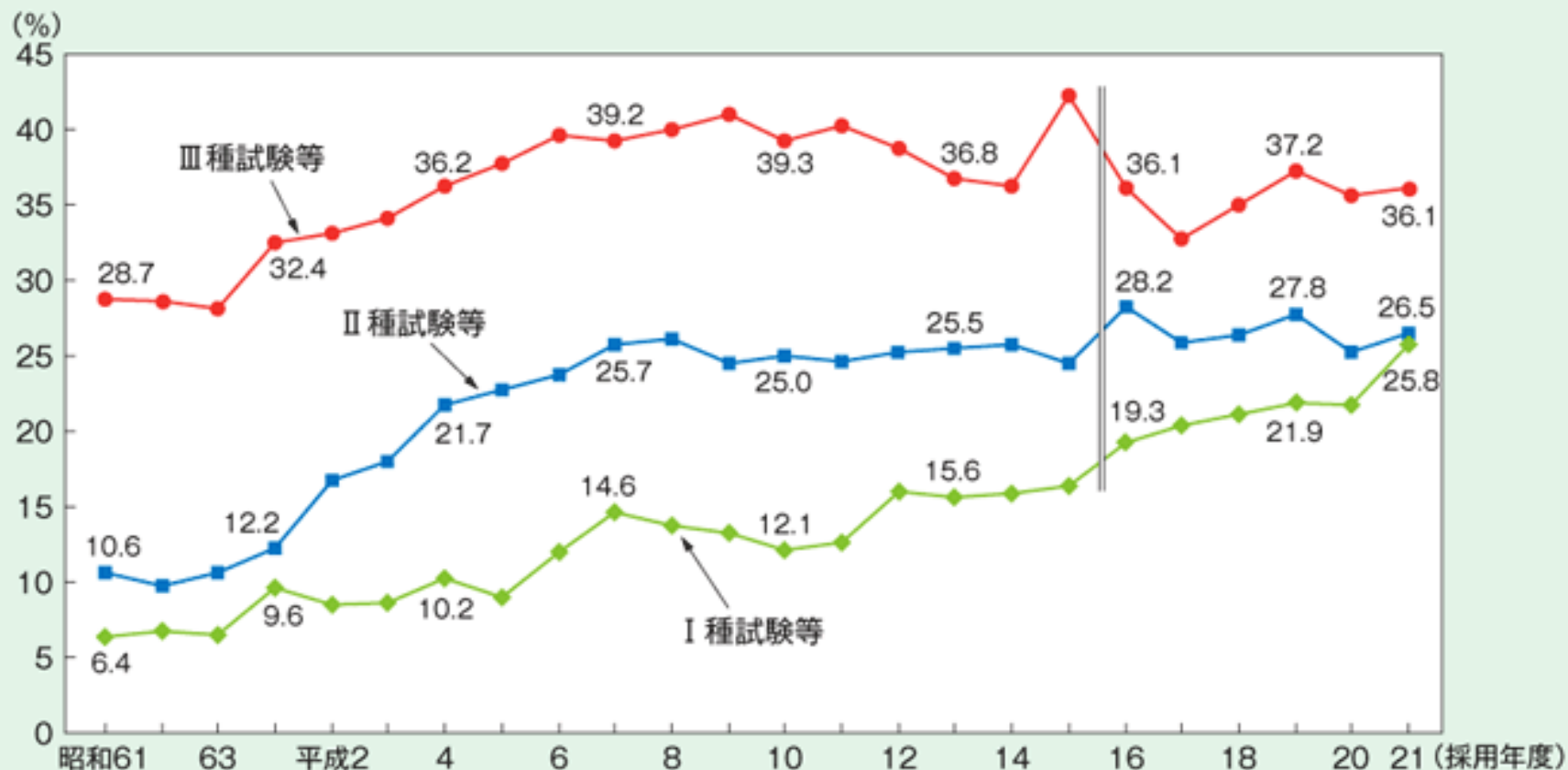
(備考) 総務省資料より作成。

第1-1-2図 参議院議員通常選挙立候補者、当選者に占める女性割合の推移



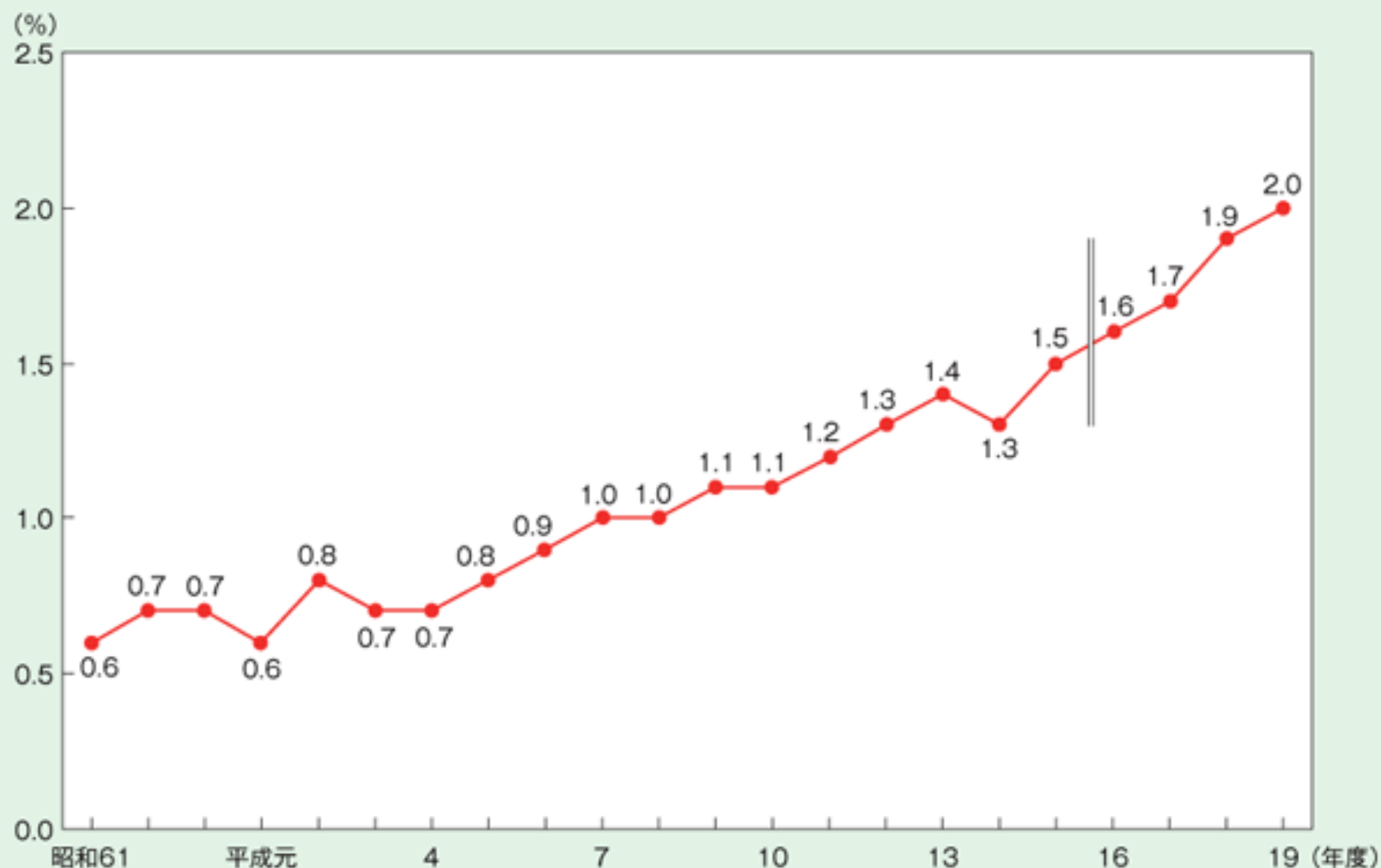
(備考) 総務省資料より作成。

第1-1-3図 国家公務員採用者に占める女性割合の推移



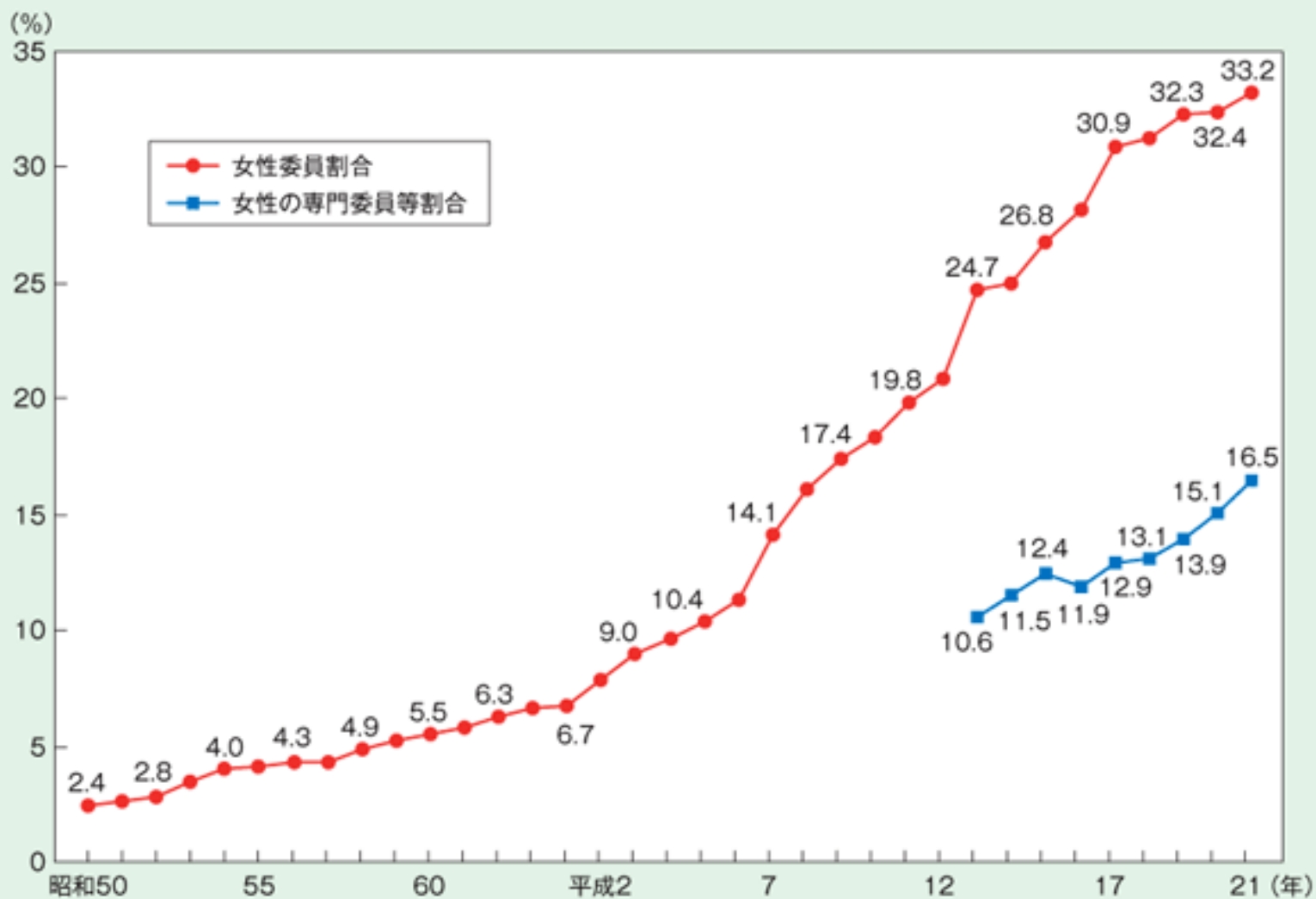
- (備考) 1. 人事院資料、総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
2. 平成15年度以前(二重線の左側)における採用の割合は、国家公務員採用Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種試験に合格して採用された者(独立行政法人に採用された者も含む。)のうち、防衛省、国会職員に採用された者を除いた数。
3. 平成16年度以降(二重線の右側)における採用の割合は、国家公務員採用Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種試験に合格して採用された者(独立行政法人又は国会職員に採用された者を除く。)に、防衛省職員採用Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種試験及びその他準ずる試験並びに平成20年度以降については中途採用者選考試験(ただし、皇宮護衛官、刑務官、入国警備官を除く。)に合格して採用された者を加えた数。
4. 平成21年度の採用割合は、21年4月30日現在の割合。

第1-1-5図 国家公務員管理職に占める女性割合の推移



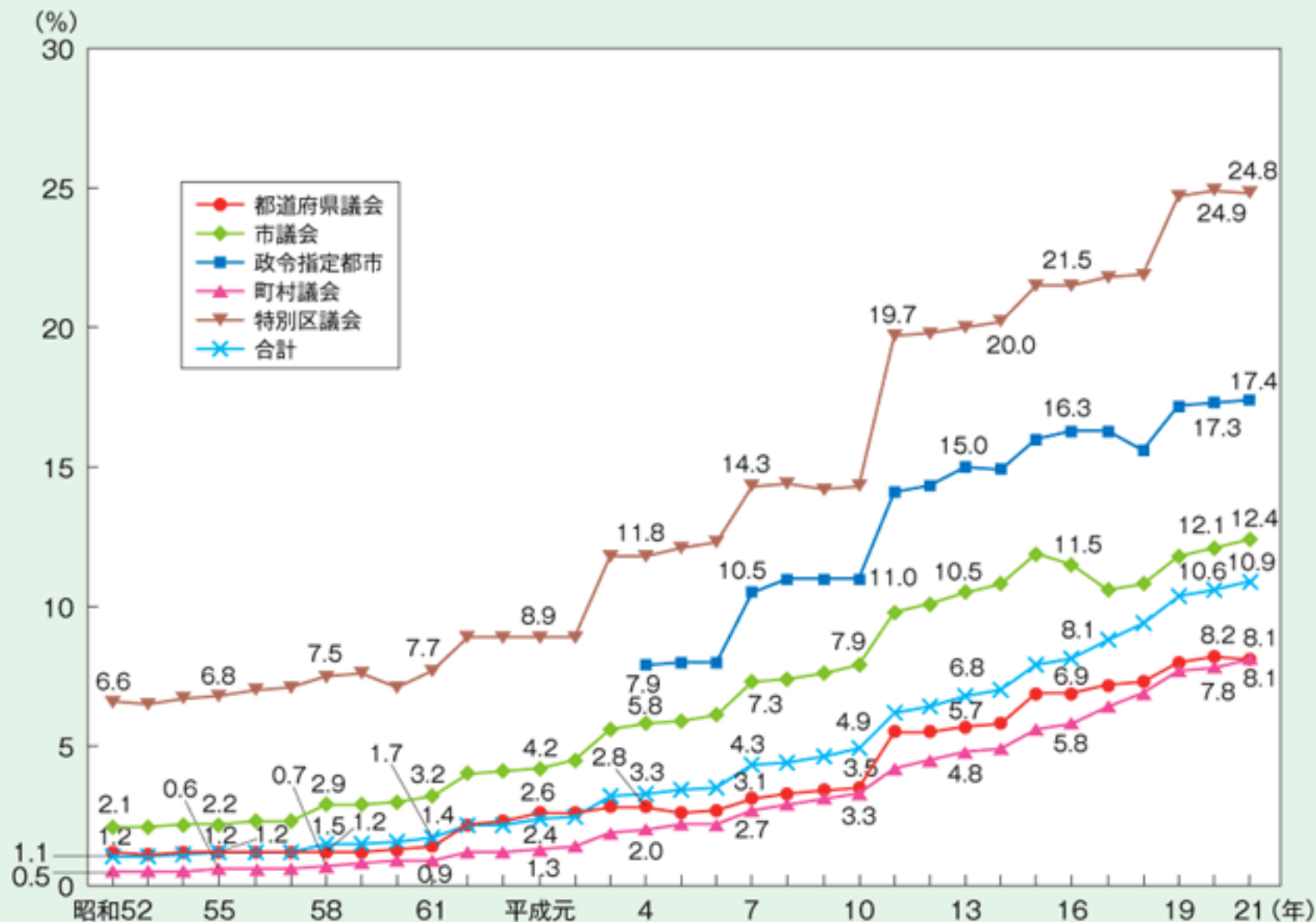
- (備考) 1. 平成15年度以前は人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」、16年度以降は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
2. 調査対象は、平成15年度以前は一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者であり、16年度以降はそれらに防衛省職員(行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給を支給されている者。17年度までは防衛参事官等俸給表適用者を含む。)が加わっている。

第1-1-6図 国の審議会等における女性委員割合の推移



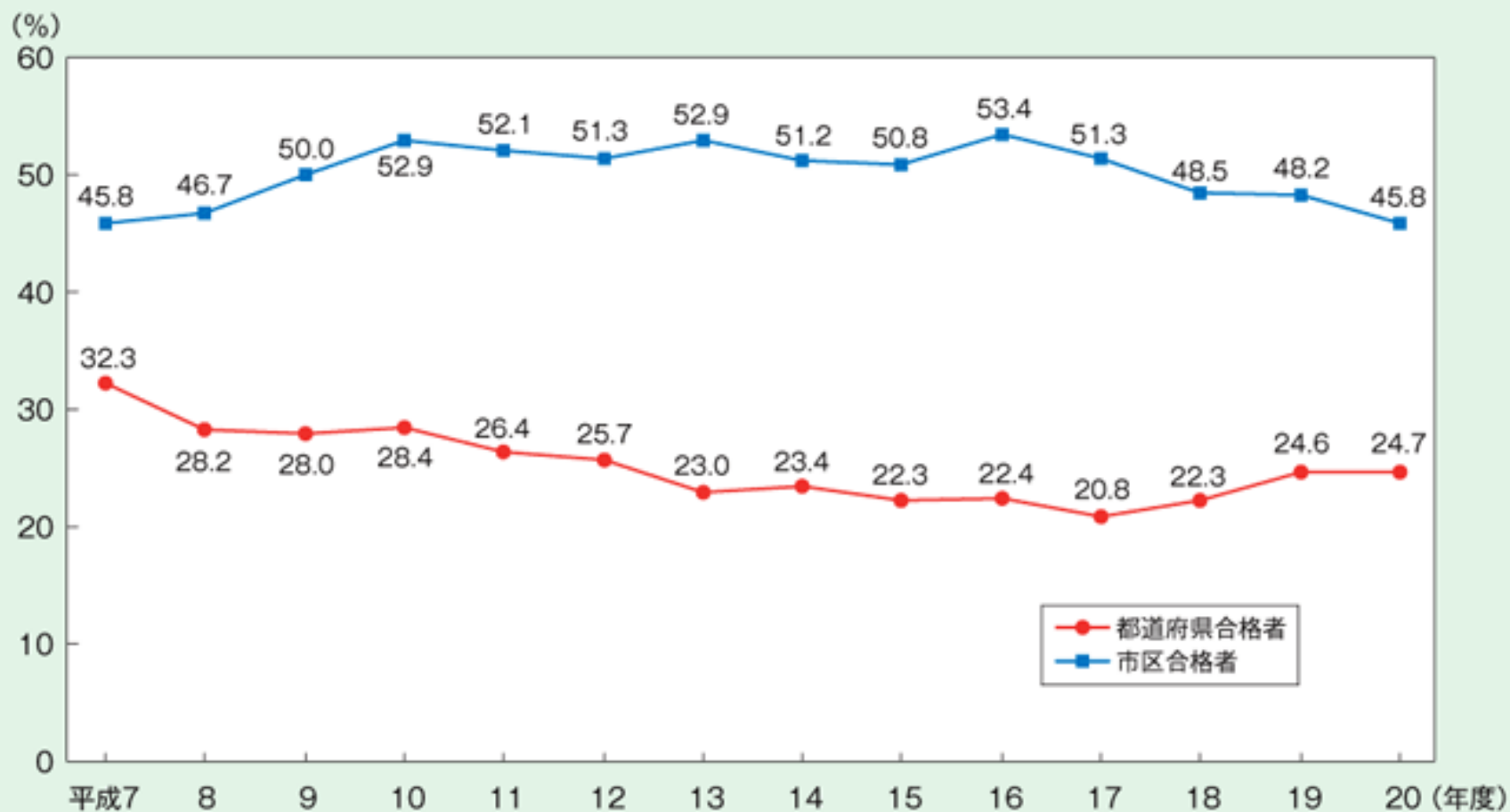
(備考) 内閣府資料より作成。

第1-1-7図 地方議会における女性議員割合の推移



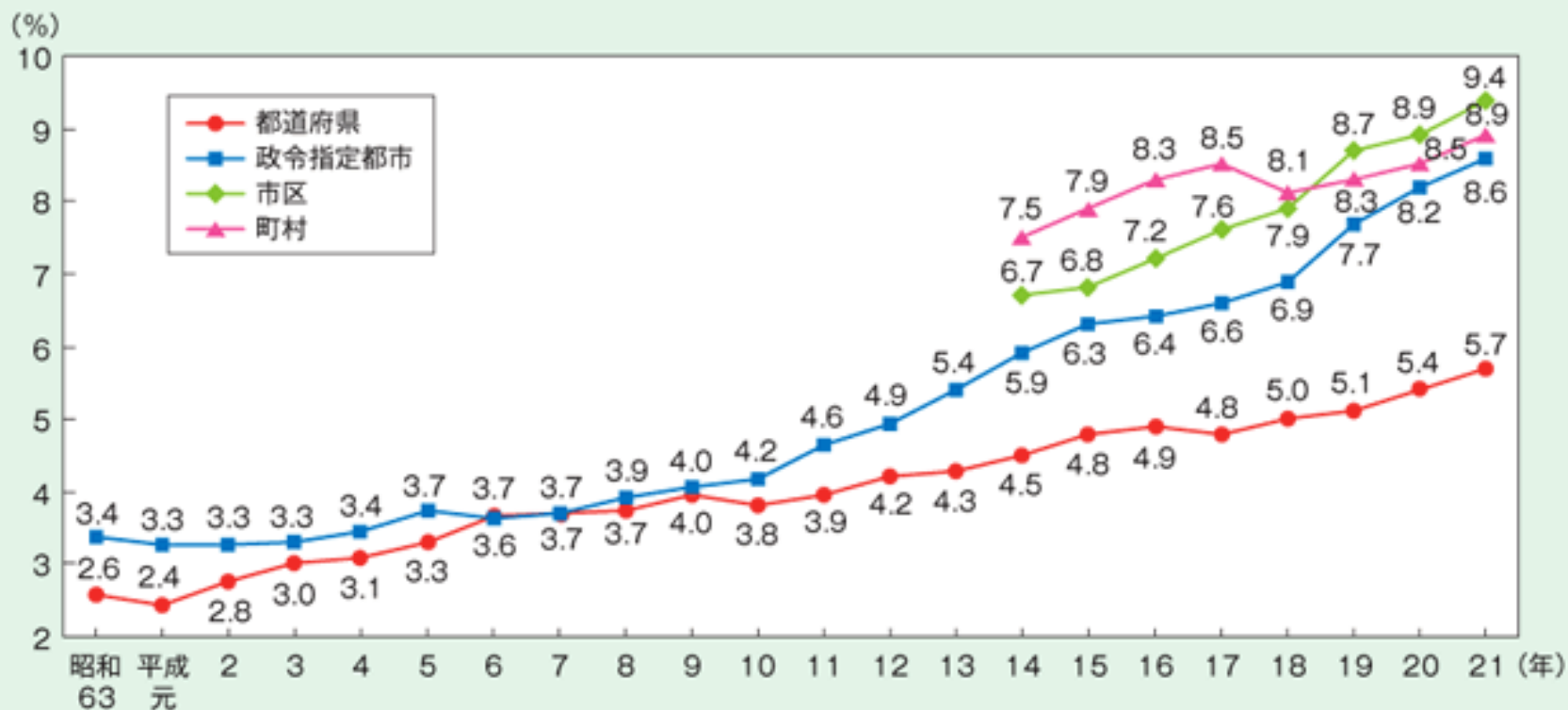
(備考) 1. 総務省資料より作成。
2. 各年12月現在。

第1-1-8図 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合の推移



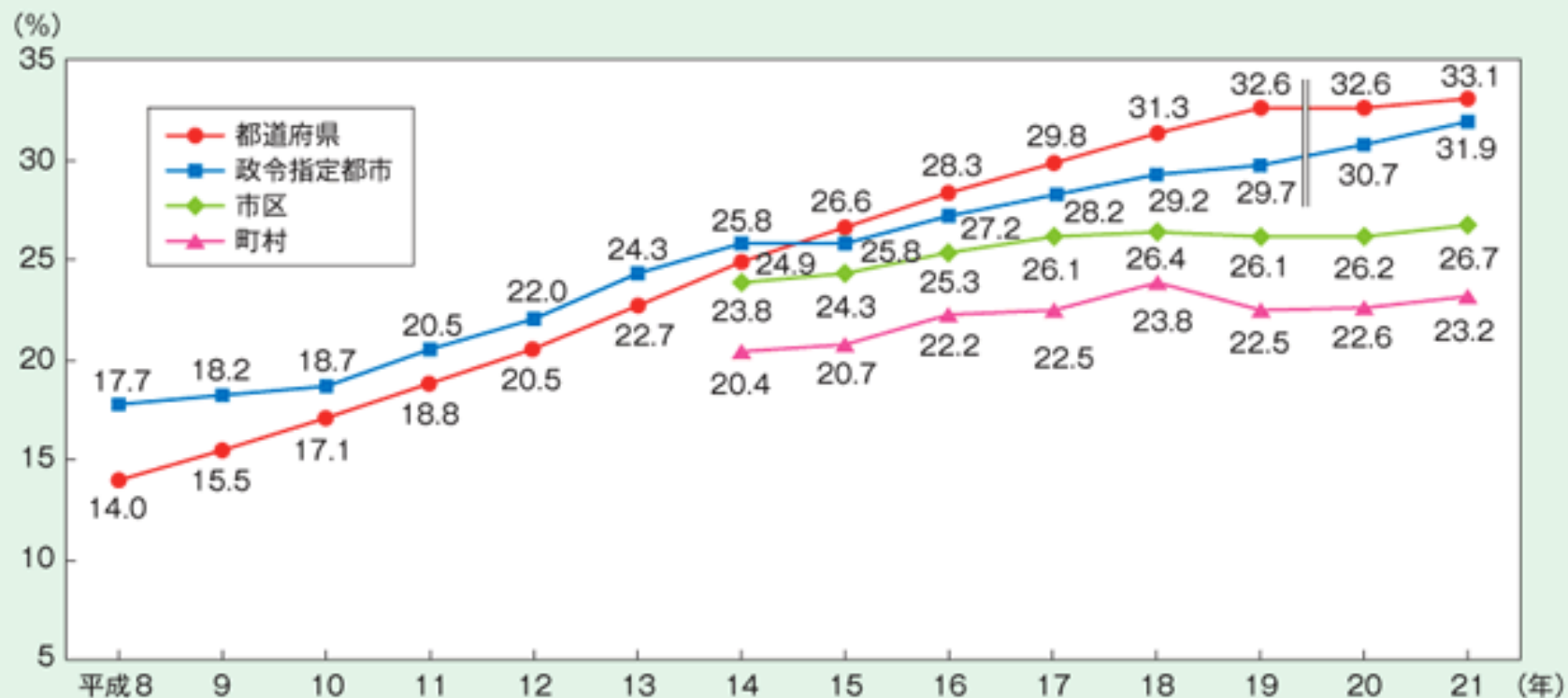
- (備考) 1. 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」より作成。
2. 女性合格者、男性合格者のほか、申込書に性別記入欄を設けていない試験があることから性別不明の合格者が存在する。

第1-1-9図 地方公務員管理職に占める女性割合の推移



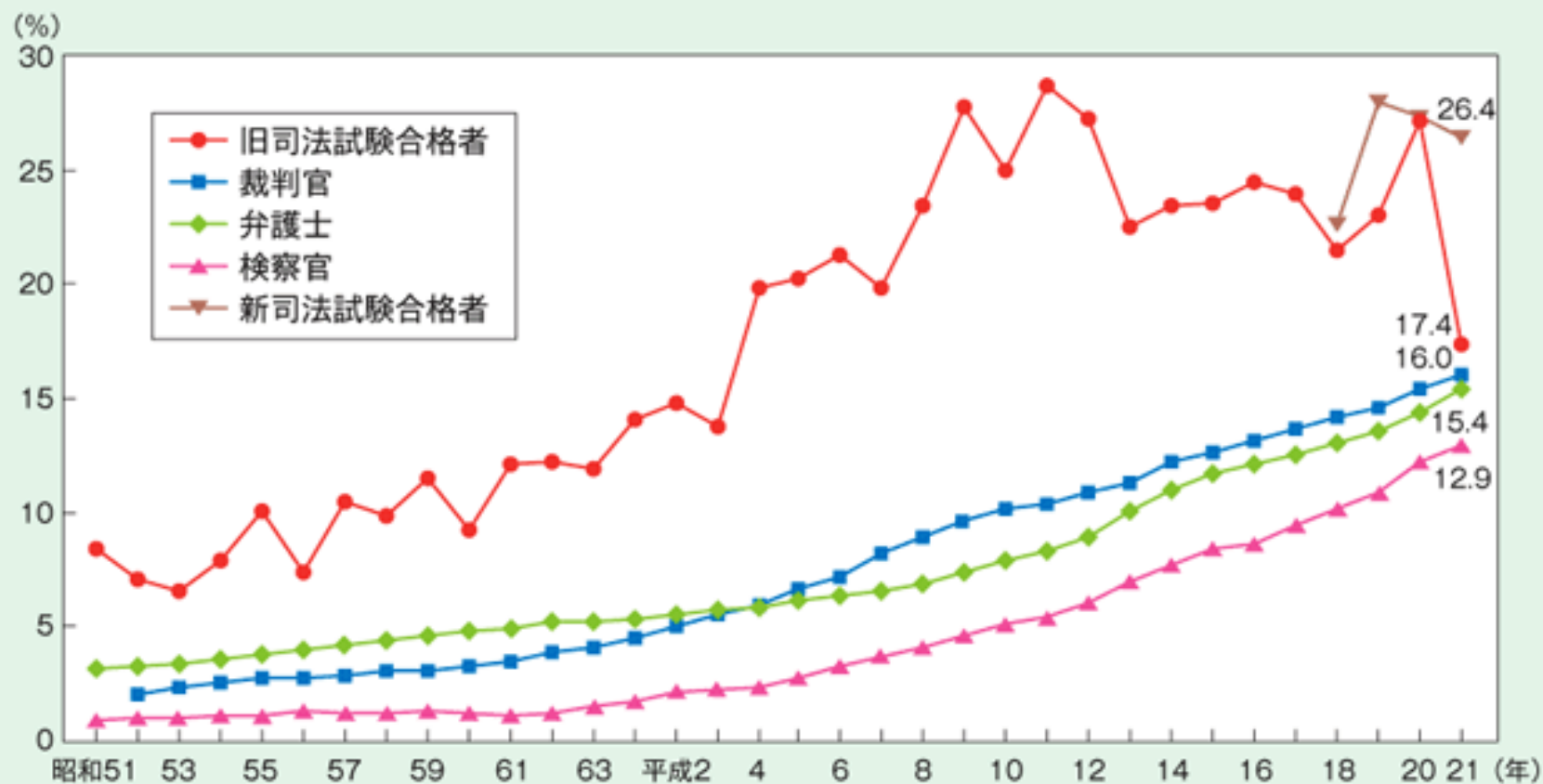
- (備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料(各年6月1日現在)、6年からは内閣府資料(平成15年までは各年3月31日現在、16年以降は各年4月1日現在)より作成。
2. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
3. 市区には政令指定都市を含む。
4. 本調査における管理職とは、本庁の課長相当職以上の役職及び支庁等の管理職においては、本庁の課長相当職以上に該当する役職を指す。

第1-1-10図 地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移



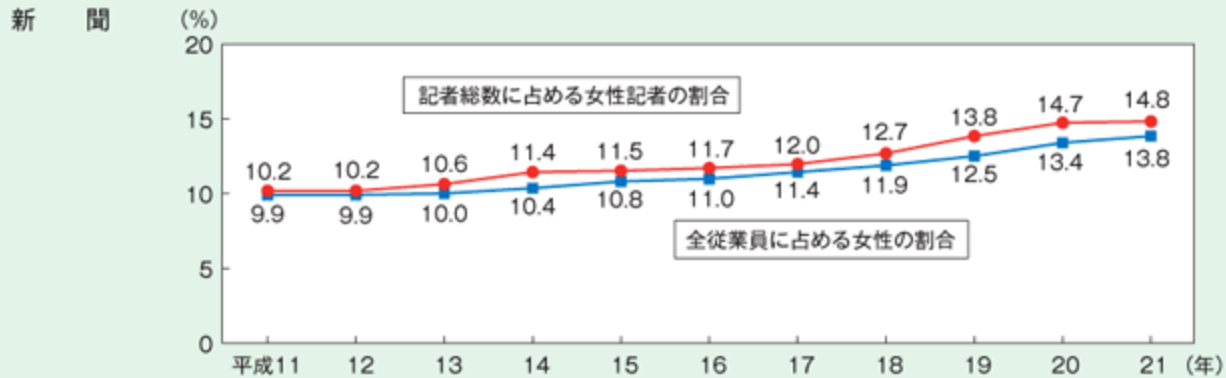
- (備考) 1. 内閣府資料より作成。平成15年までは各年3月31日現在。16年以降は4月1日現在。
 2. 平成19年以前の各都道府県及び各政令指定都市のデータは、それぞれの女性比率を単純平均。
 3. 市区には、政令指定都市を含む。

第1-1-11図 司法分野における女性割合の推移

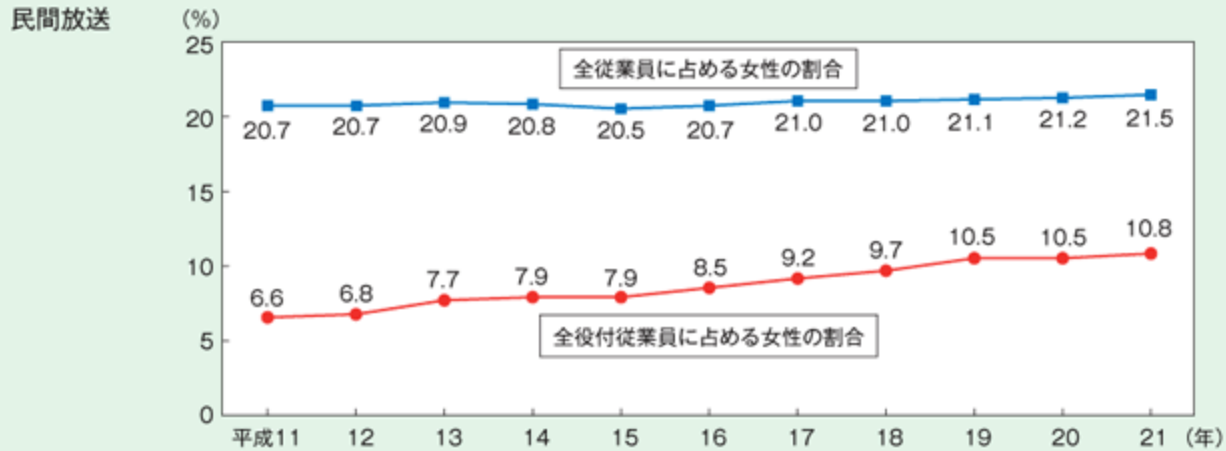


- (備考) 1. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
 2. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
 3. 検察官, 司法試験合格者については法務省資料より作成。
 4. 司法試験合格者は各年度のデータ。

第1-1-13図 各種メディアにおける女性の割合



(備考) (社)日本新聞協会資料より作成。

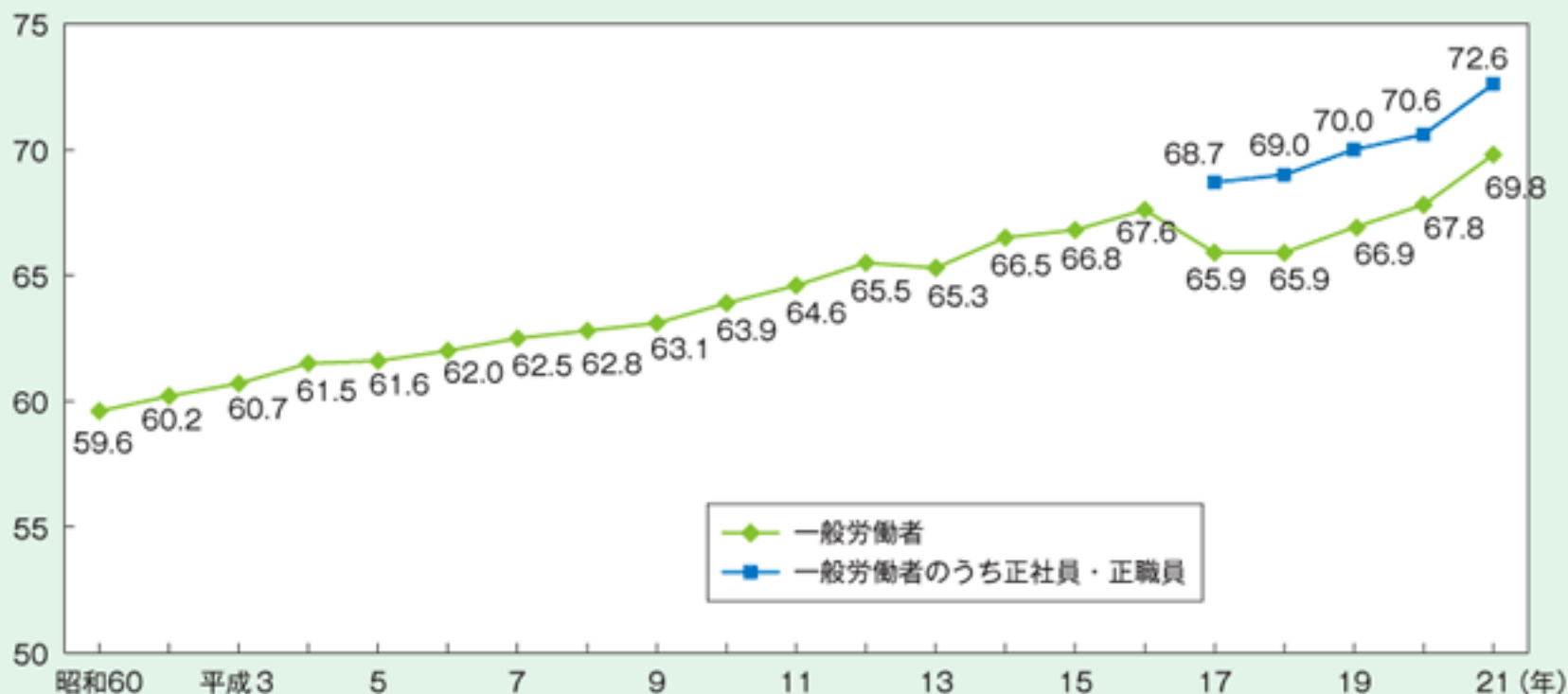


(備考) 1. (社)日本民間放送連盟資料より作成。
2. 役付従業員とは、課長(課長待遇、同等及び資格職を含む)以上の職にある者をいう。



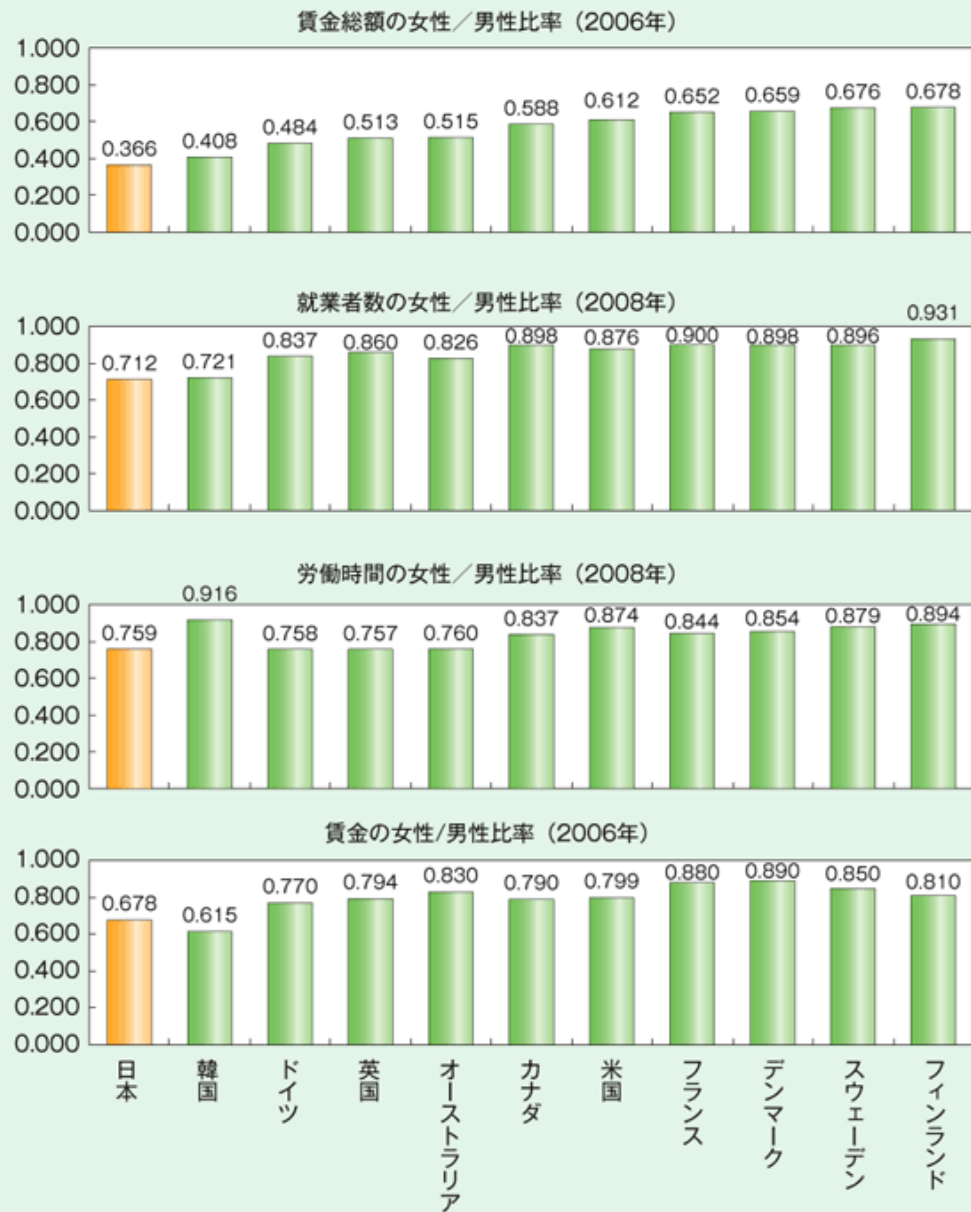
2 就業分野における男女共同参画

第1-2-13図 男女間所定内給与格差の推移（男性の所定内給与額＝100）



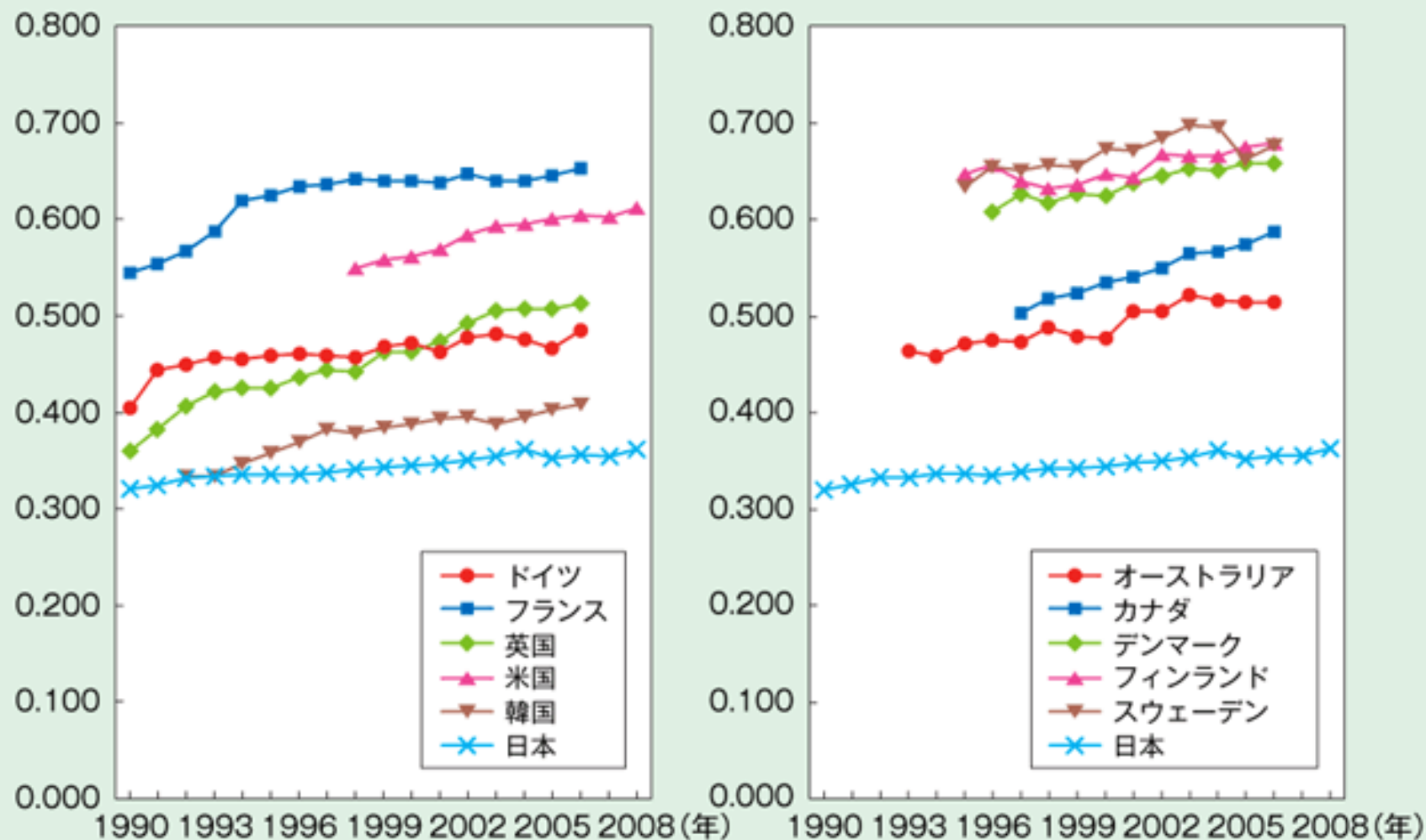
- (備考)
1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 3. 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 4. 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
 5. 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

第1-特-12図 賃金総額男女比の国際比較



(備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、OECD資料、米国資料より作成。
 2. データの出典、計算方法は付注1を参照。
 3. カナダの労働時間は2006年の数値。日本、米国の賃金、賃金総額は2008年の数値。

第1-特-13図 賃金総額男女比の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、OECD資料、米国資料より作成。

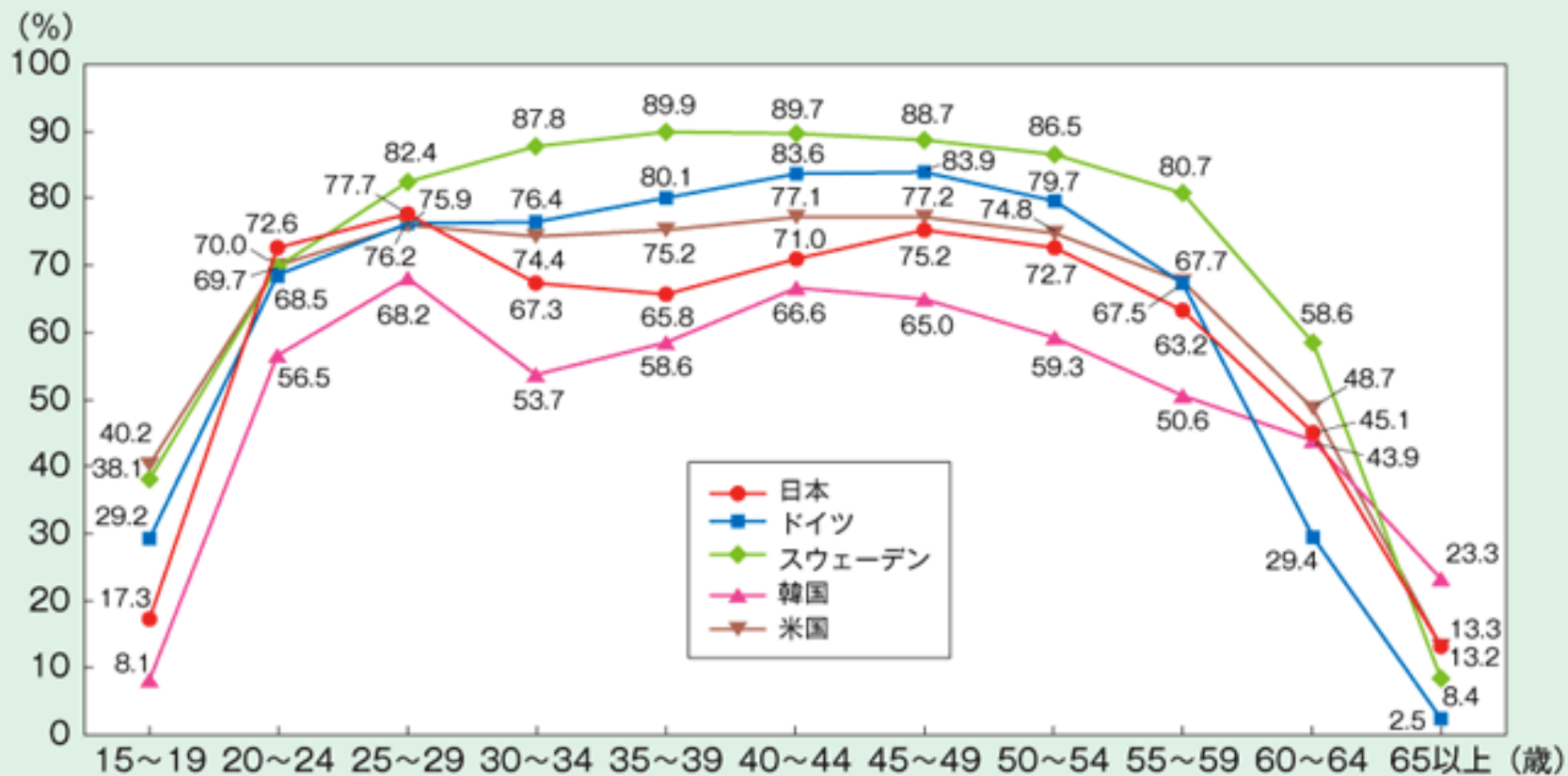
2. データの出典、計算方法は付注1を参照。

第1-特-14表 男女間の賃金格差の要因（単純分析）

要 因	男女間賃金格差		男女間格差 縮小の程度
	調整前 (原数値) ①	調整後 ②	
勤続年数	67.8	73.1	5.3
職 階	70.1	81.1	11.0
年 齢	67.8	69.0	1.2
学 歴		68.8	1.0
労働時間		69.0	1.2
企業規模		68.4	0.6
産 業	66.8	64.0	-2.8

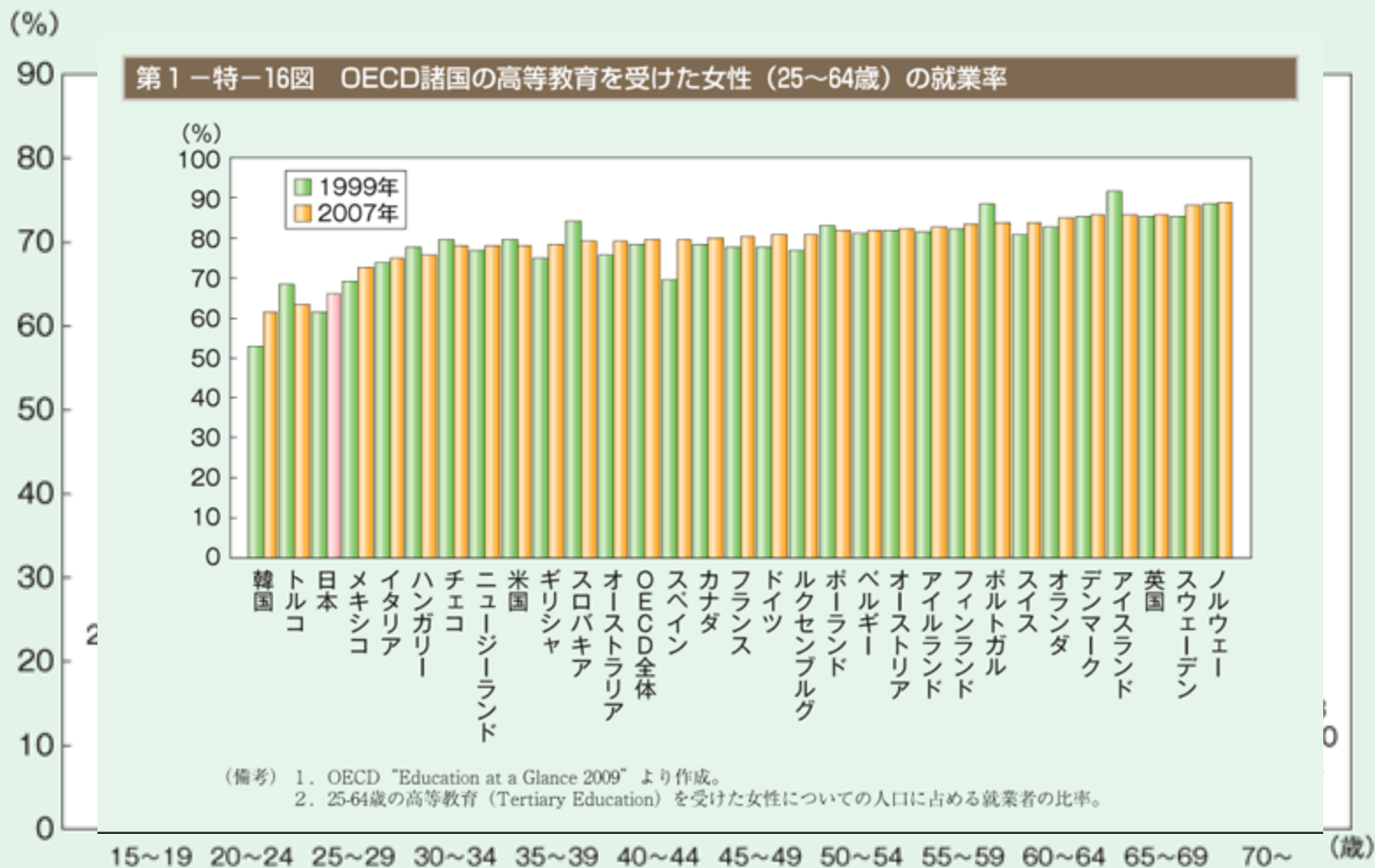
- （備考）
- 資料出所：「男女間の賃金格差レポート」（厚生労働省，平成21年9月）。
 - 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成20年）結果を用いて算出。
 - 「調整前（原数値）」は男性100に対する，実際の女性の賃金水準。
 - 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準。
 - 「産業」，「職階」による調査結果については，調整の都合上，一部のデータを除外しているため他の要因による調整結果と比較する際に注意が必要。

第1-特-2図 女性の年齢階級別労働力率（国際比較）



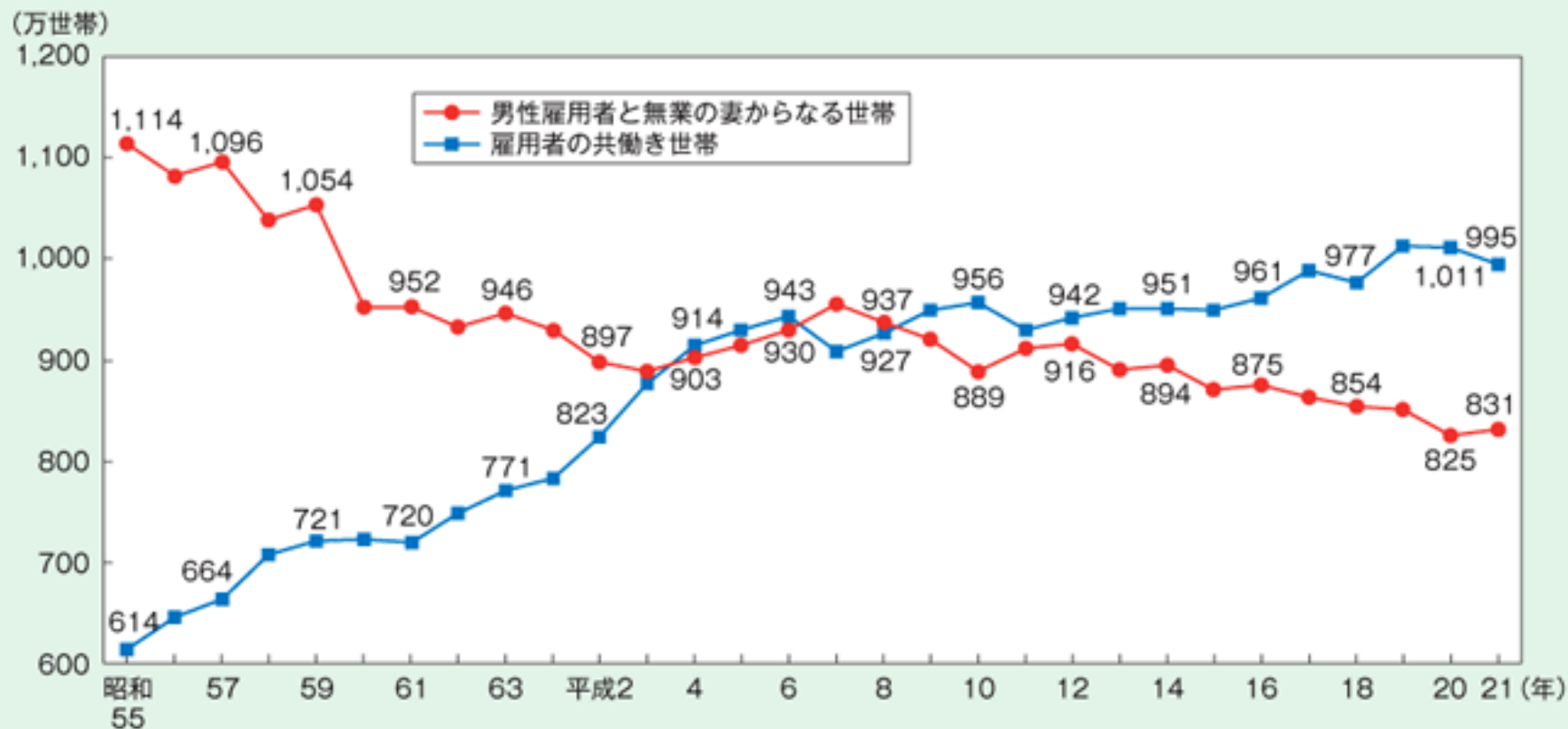
- (備考) 1. 「労働力率」・・・15歳以上人口に占める労働人口（就業者+完全失業者）の割合。
 2. 米国の「15～19歳」は、16から19歳。
 3. 日本は総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成21年），その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
 4. 日本は平成21年（2009年），韓国は平成19年（2007年），その他の国は平成20年（2008年）時点の数値。

第1-2-1図 女性の年齢階級別労働力率の推移



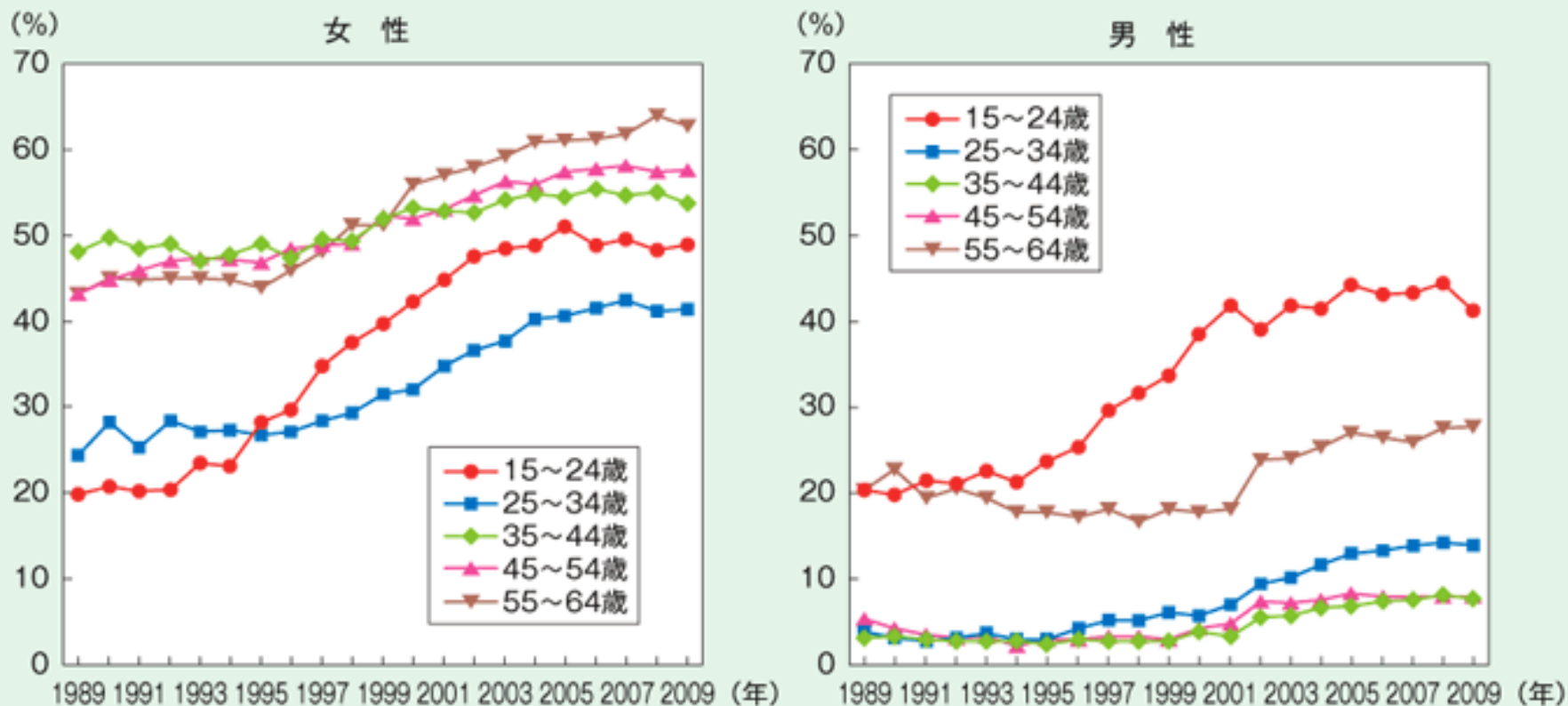
- (備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 「労働力率」…15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

第1-2-15図 共働き等世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

第1-特-29図 男女別・年齢階級別非正規雇用比率の推移



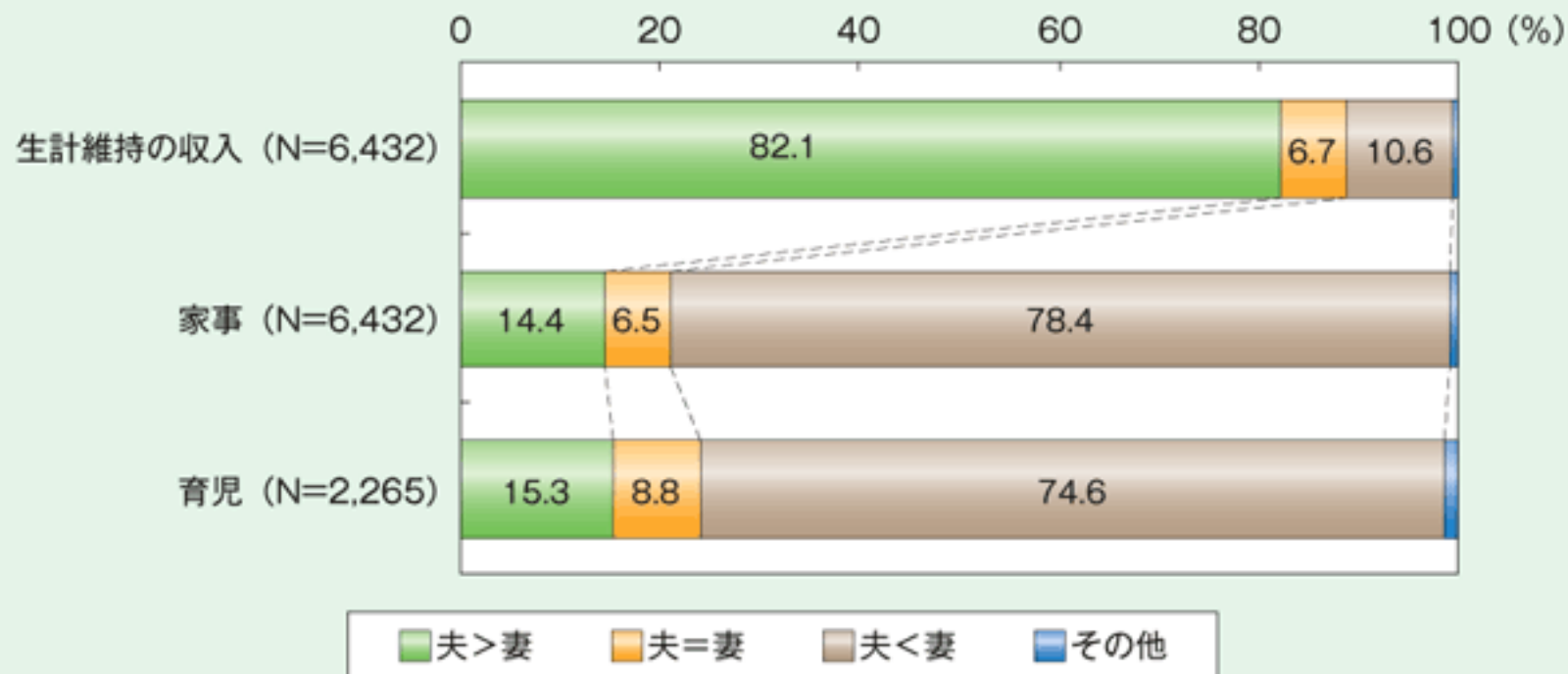
(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。

2. 非正規雇用比率 = (非正規の職員・従業員) / (正規の職員・従業員 + 非正規の職員・従業員) × 100。

3. 2001(平成13)年以前は「労働力調査特別調査」の各年2月の数値, 2002(平成14)年以降は「労働力調査詳細集計」の各年平均の数値により作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは, 調査方法, 調査月などが相違することから, 時系列比較には注意を要する。

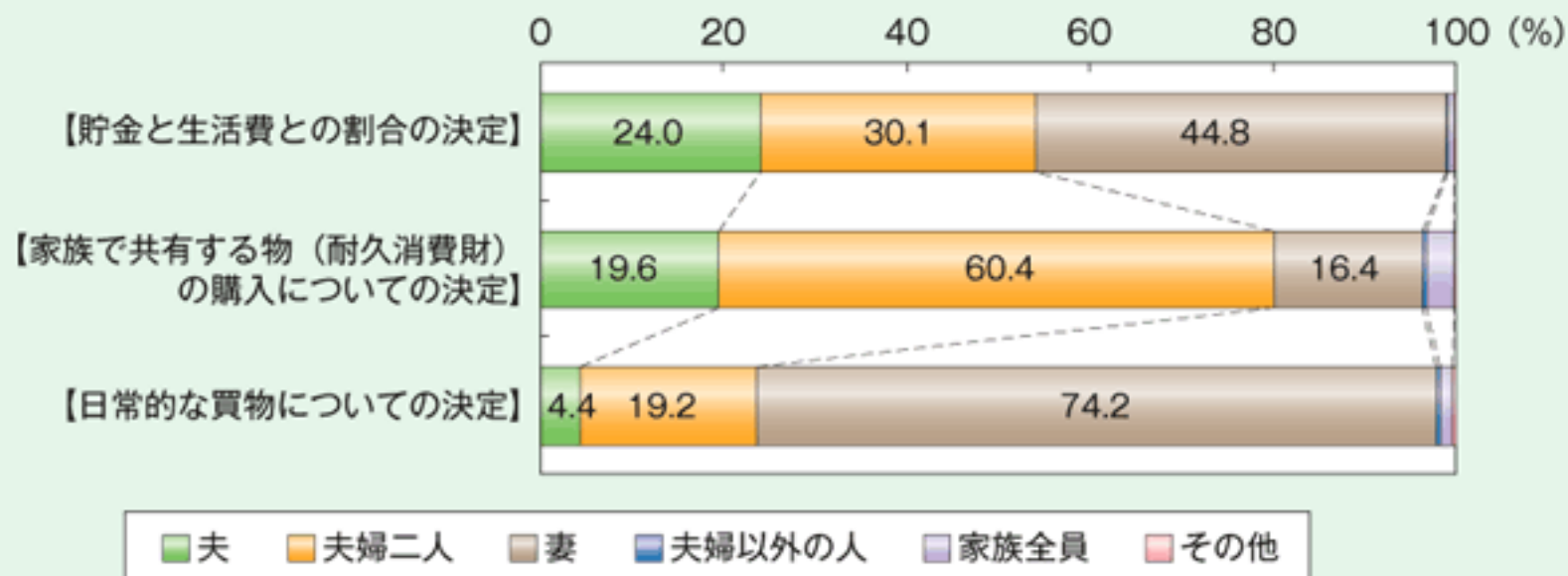
3 家庭における男女共同参画

第1-特-17図 家庭における生活費、家事、育児の分担



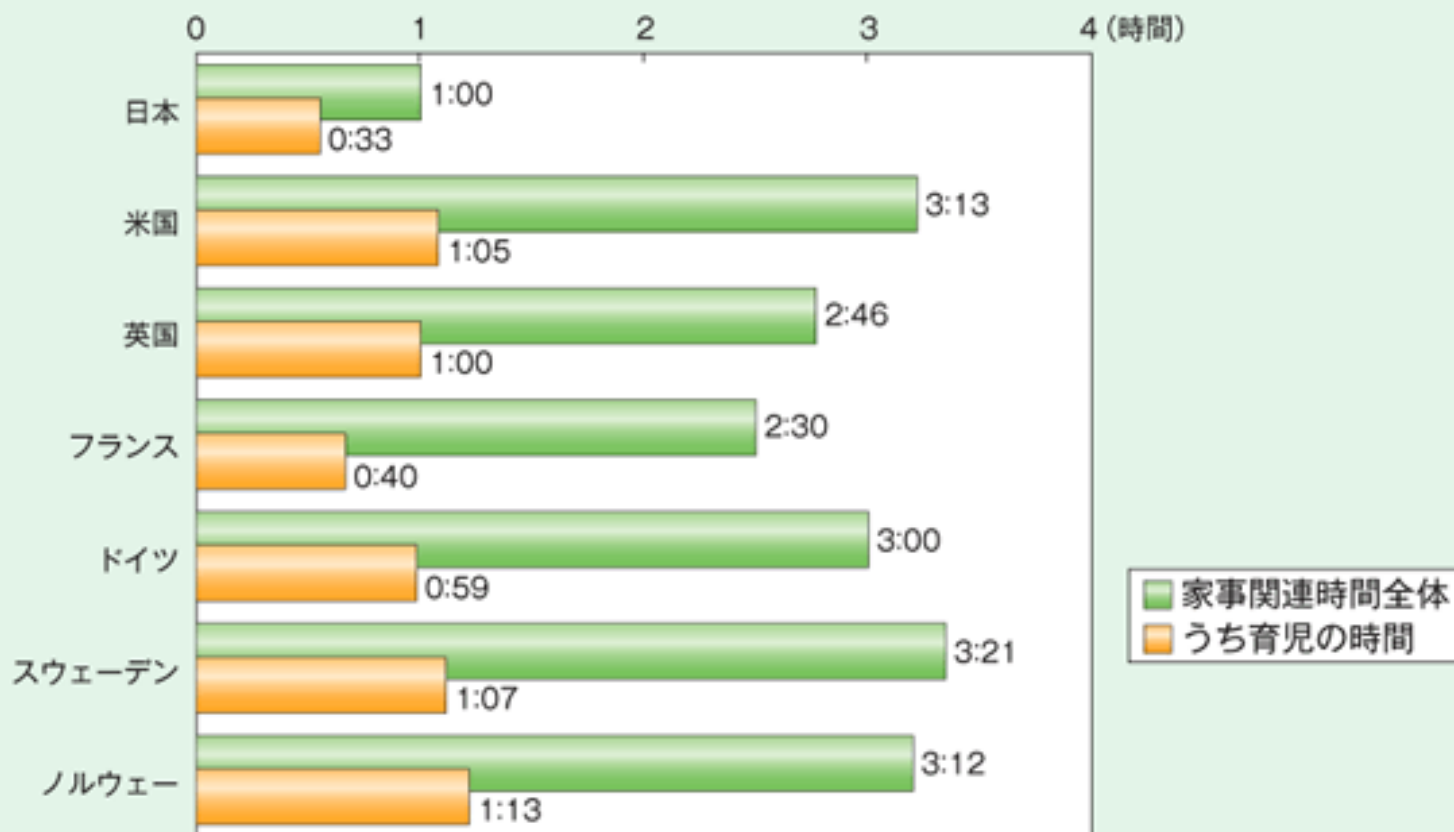
- (備考) 1. 内閣府「男女の消費・貯蓄等の生活意識に関する調査」(平成22年)より作成。
2. 有配偶の人 (N=6432, 内訳は男性=3023, 女性=3409)に尋ねたもの。
3. 育児については、小学生以下の子どもがいる人 (N=2265, 内訳は男性=1103, 女性=1162)に尋ねたもの。
4. 「夫>妻」は、男性が自分:配偶者の負担の割合を「10:0」「9:1」「8:2」「7:3」「6:4」と回答した者と、女性が自分:配偶者の割合を「0:10」「1:9」「2:8」「3:7」「4:6」と回答した者の合計。
5. 「夫=妻」は、男性、女性ともに、自分:配偶者の負担の割合を「5:5」と回答した者。
6. 「夫<妻」は、男性が自分:配偶者の負担の割合を「0:10」「1:9」「2:8」「3:7」「4:6」と回答した者と、女性が自分:配偶者の割合を「10:0」「9:1」「8:2」「7:3」「6:4」と回答した者の合計。

第1-特-18図 家庭における意思決定



- (備考) 1. 内閣府「男女の消費・貯蓄等の生活意識に関する調査」(平成22年)より作成。
2. 有配偶の男性(N=3023)、女性(N=3409)に尋ねたもの。
3. 「妻」は女性の「自分」+男性の「配偶者」の回答の合計。
4. 「夫」は男性の「自分」+女性の「配偶者」の回答の合計。

第1-3-5図 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間（1日当たり）



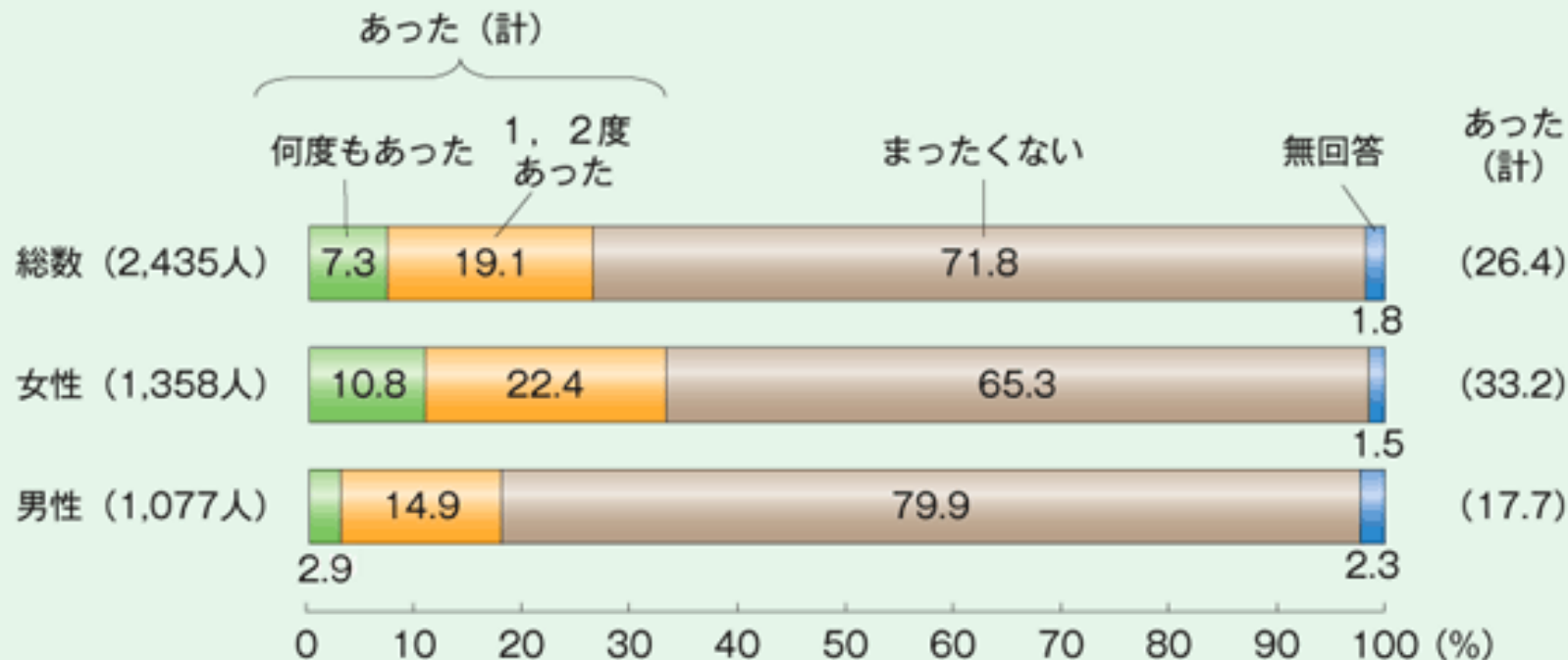
(備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary" (2006) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。

2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間である。

4 女性に対する暴力

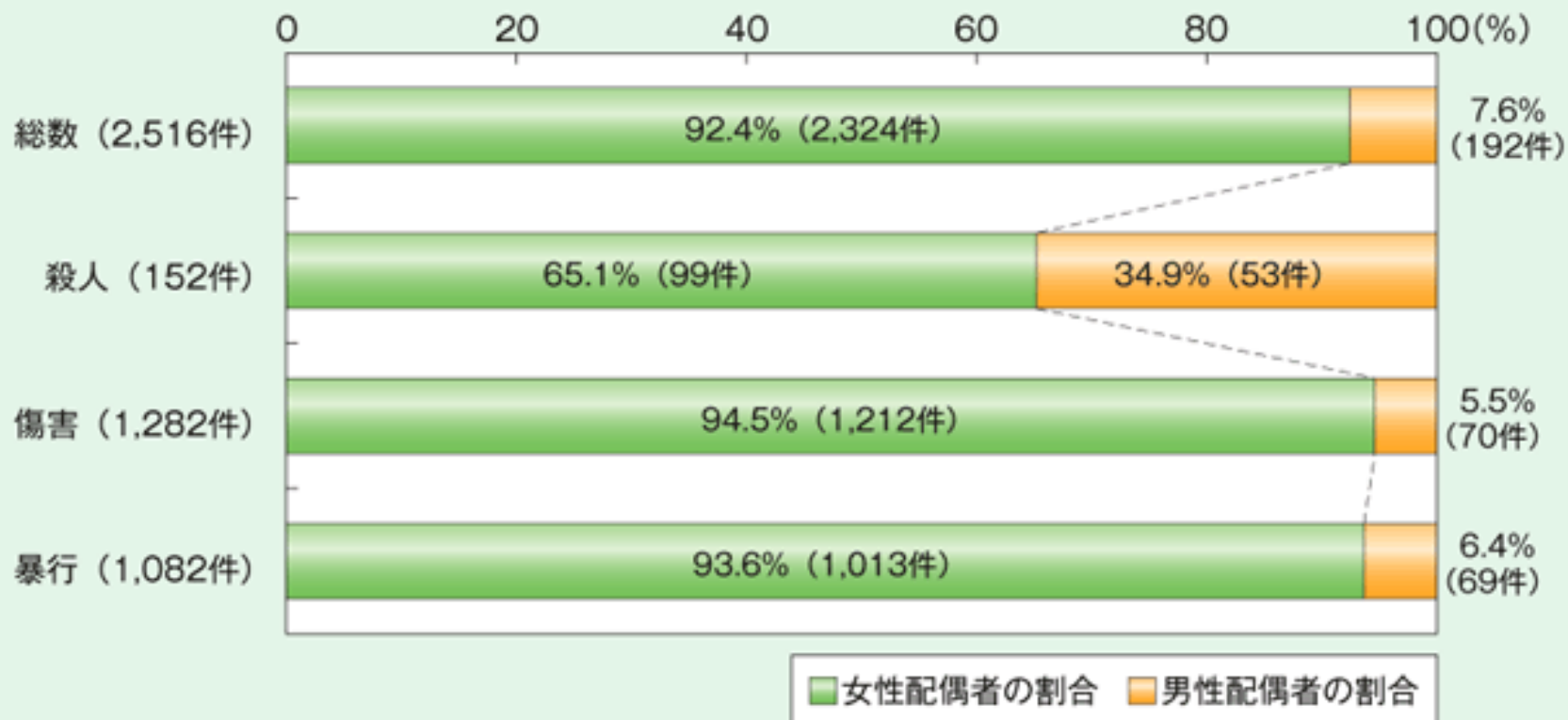
第1-6-1図 配偶者からの被害経験（性別）

「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある



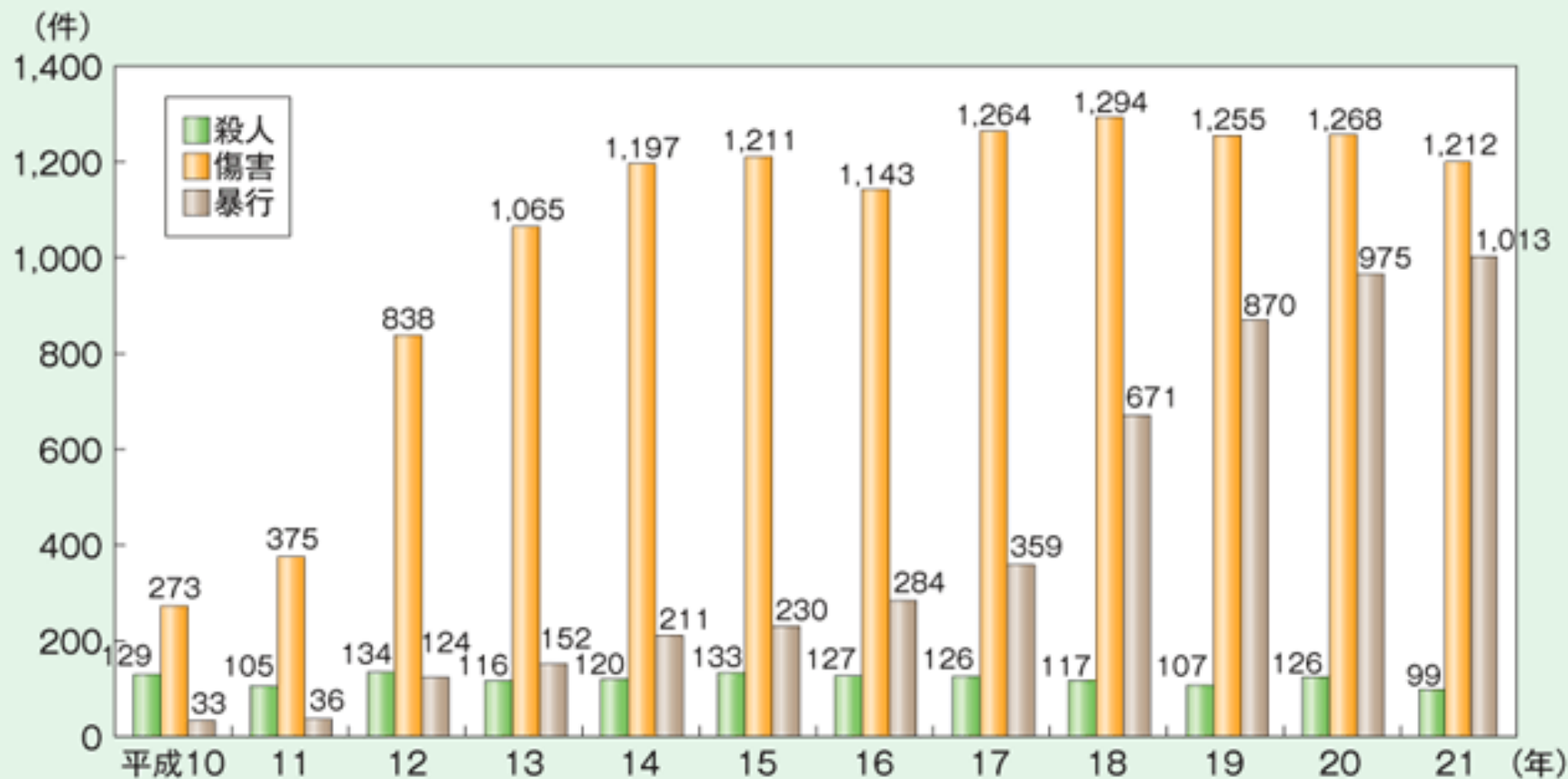
- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)より作成。
2. 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
3. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた。あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
4. 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。

第1-6-3図 配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人, 傷害, 暴行)の被害者(検挙件数の割合)(平成21年)



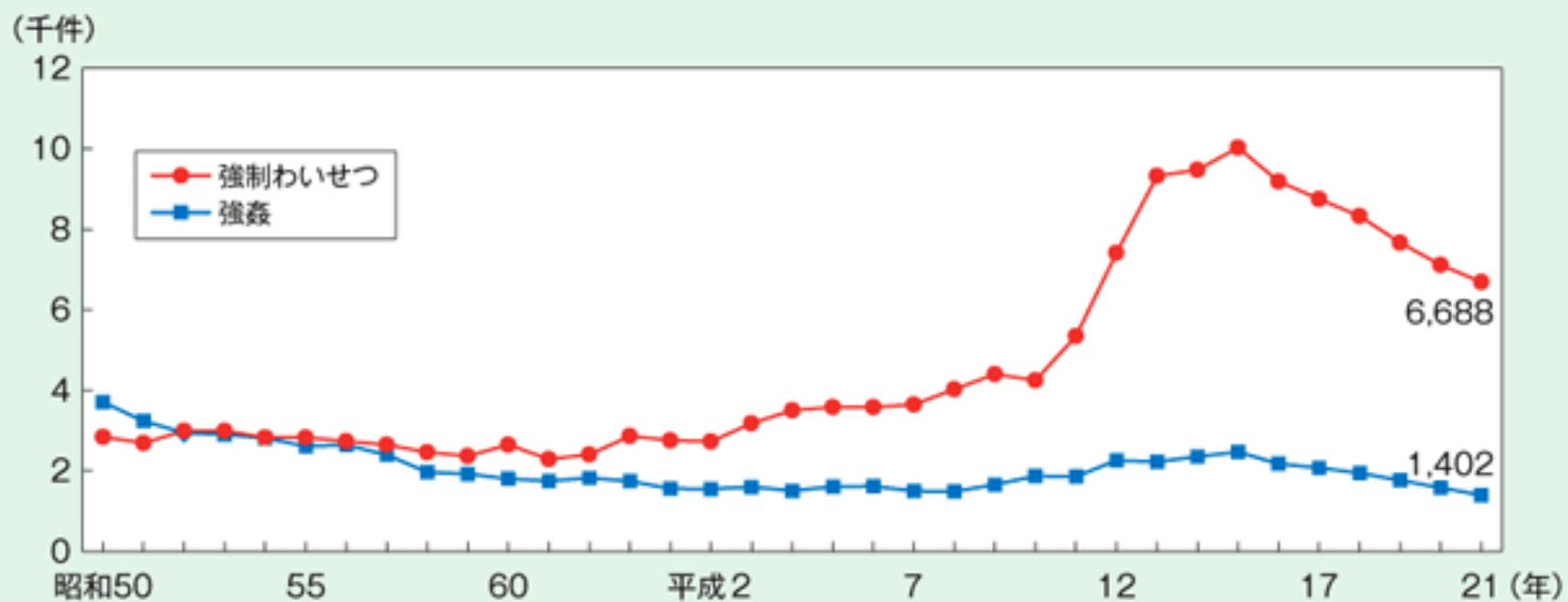
(備考) 警察庁資料より作成。

第1-6-4図 夫から妻への犯罪の検挙状況



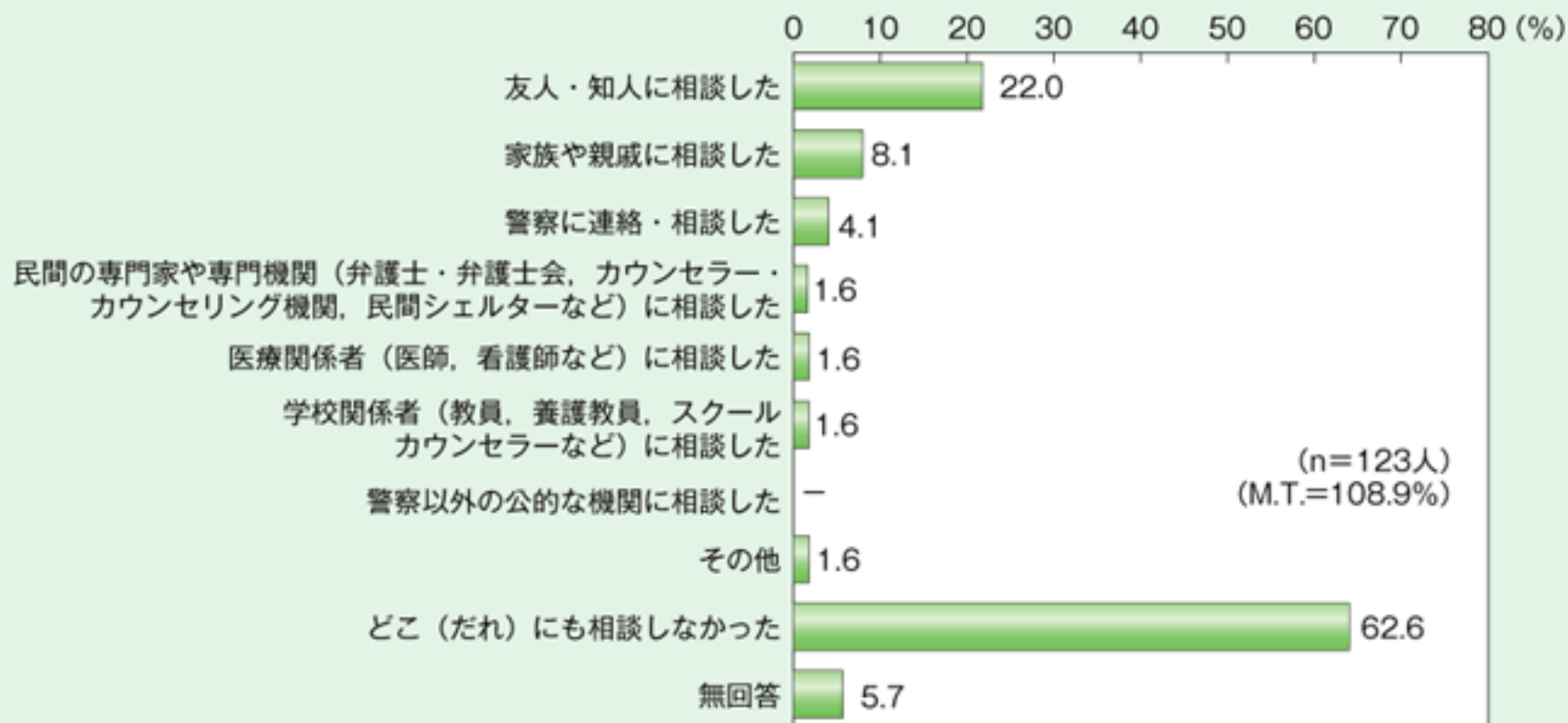
(備考) 警察庁資料より作成。

第1-6-8図 強姦、強制わいせつ認知件数の推移



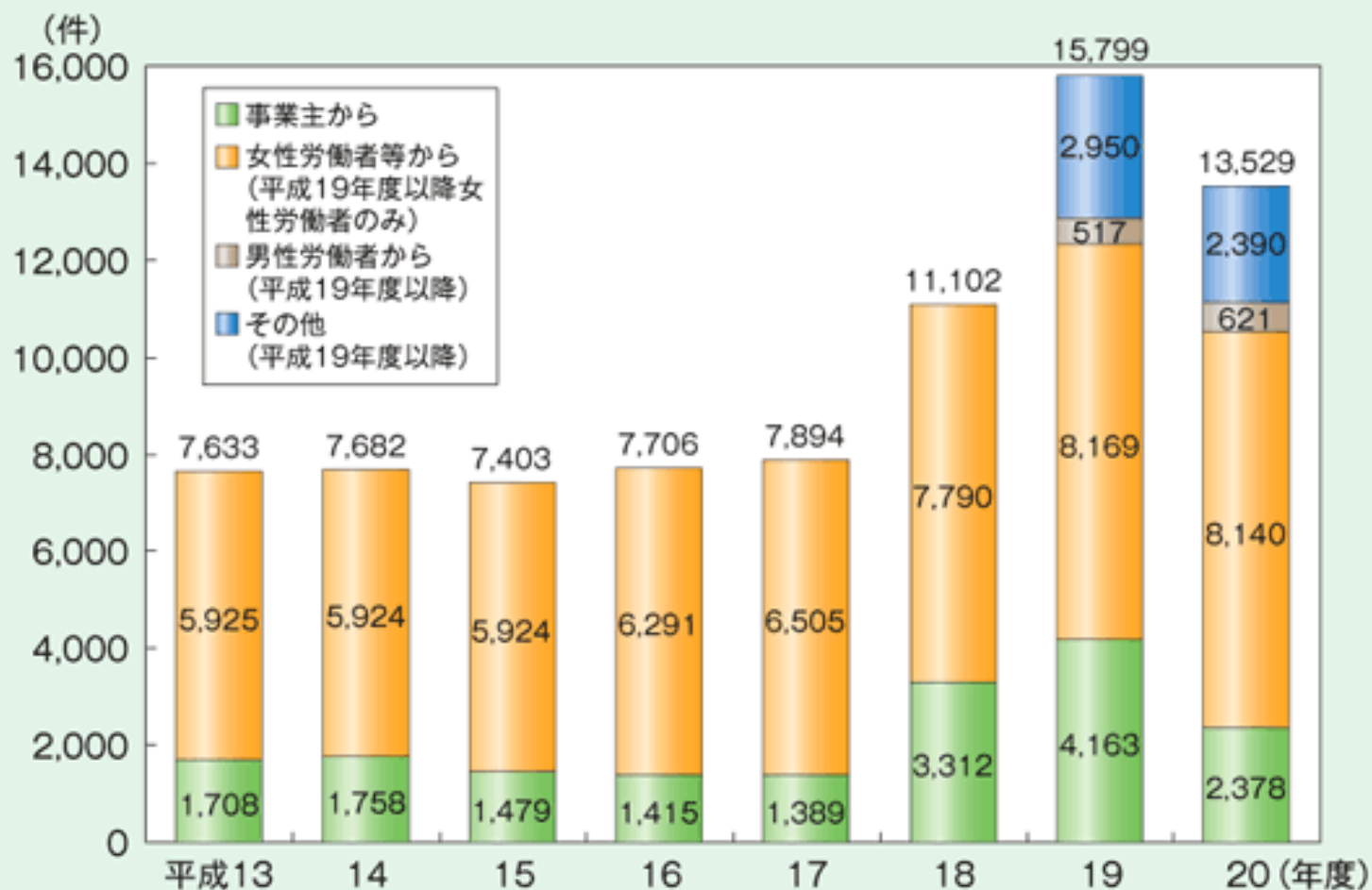
(備考) 警察庁資料より作成。

第1-6-10図 被害の相談先



（備考）内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成20年）より作成。

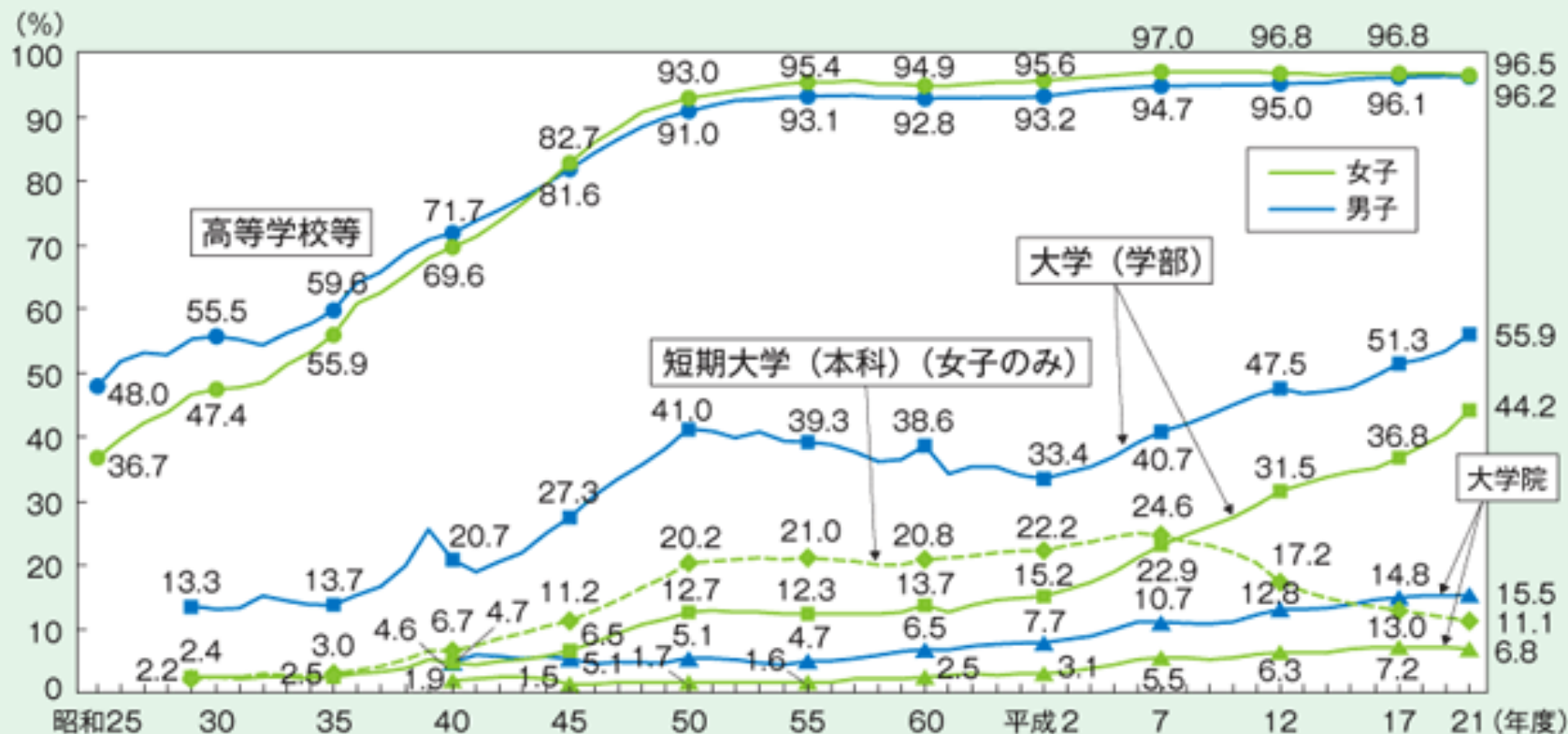
第1-6-13図 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



(備考) 厚生労働省資料より作成。

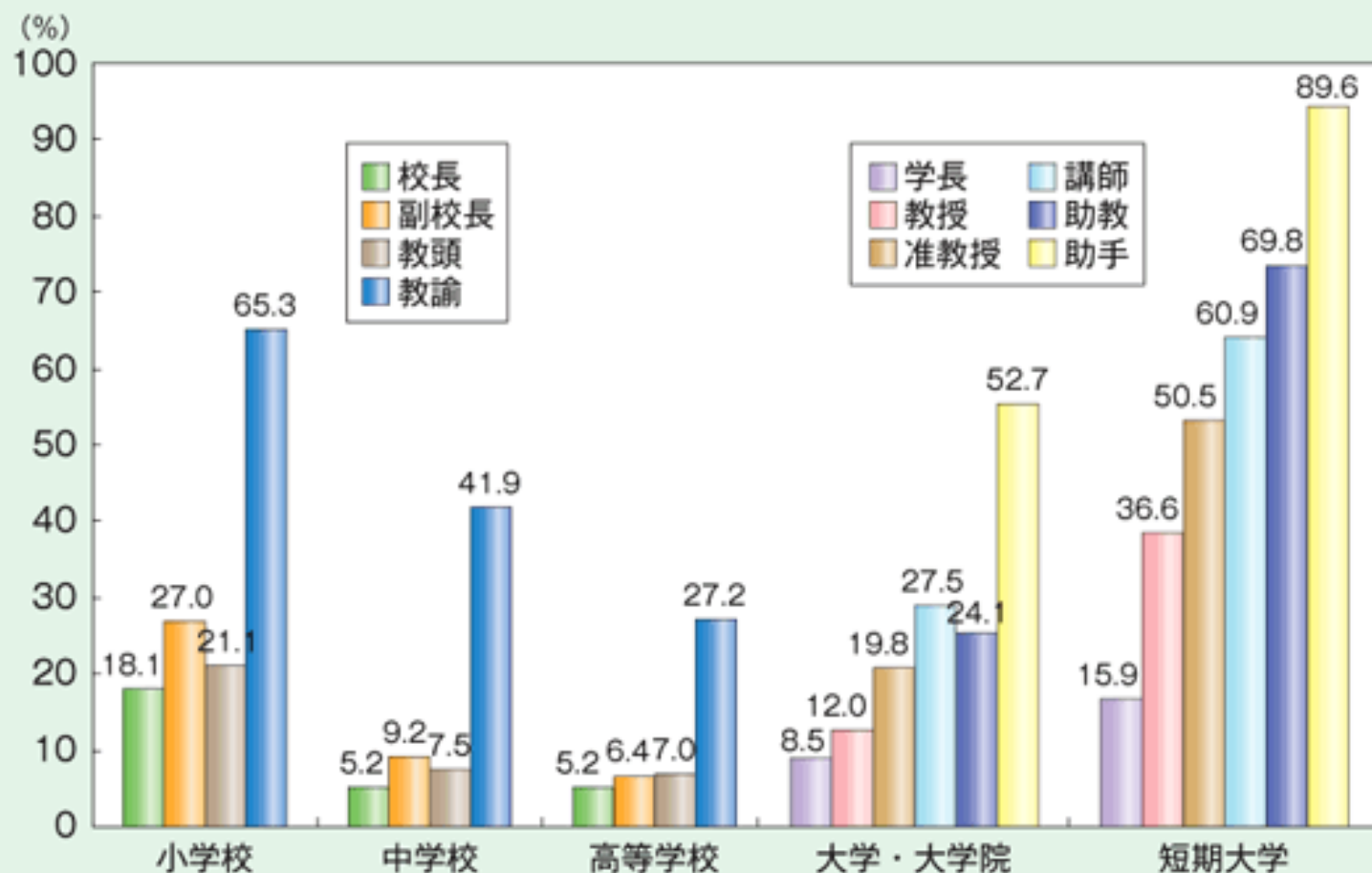
5 教育・研究分野における男女共同参画

第1-8-1図 学校種類別進学率の推移



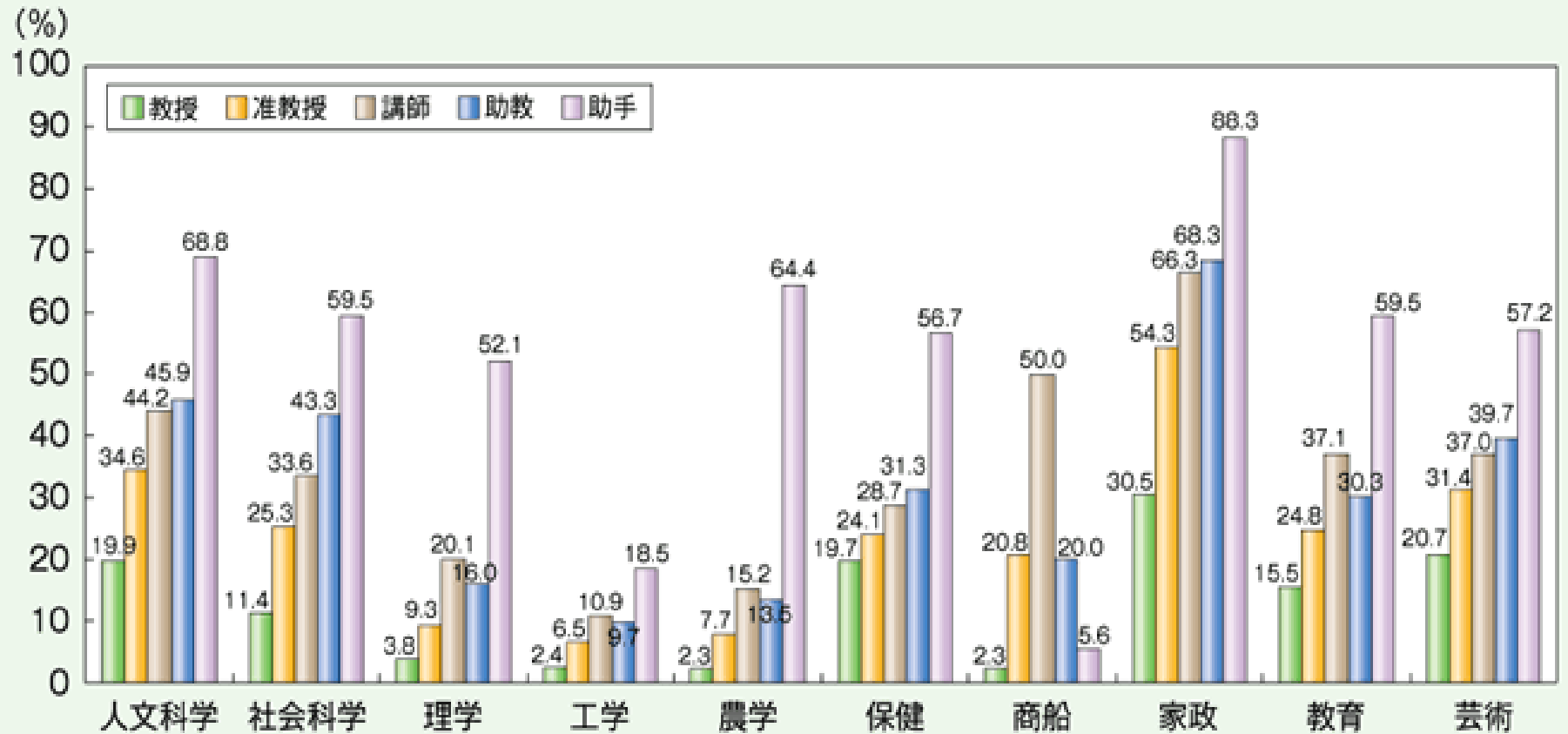
- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. 高等学校等：中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
 3. 大学（学部）、短期大学（本科）：浪人を含む。大学学部又は短期大学本科入学者数（浪人を含む。）を3年前の中学卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
 4. 大学院：大学学部卒業生のうち、ただちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

第1-8-4図 本務教員総数に占める女性の割合（初等中等教育，高等教育）



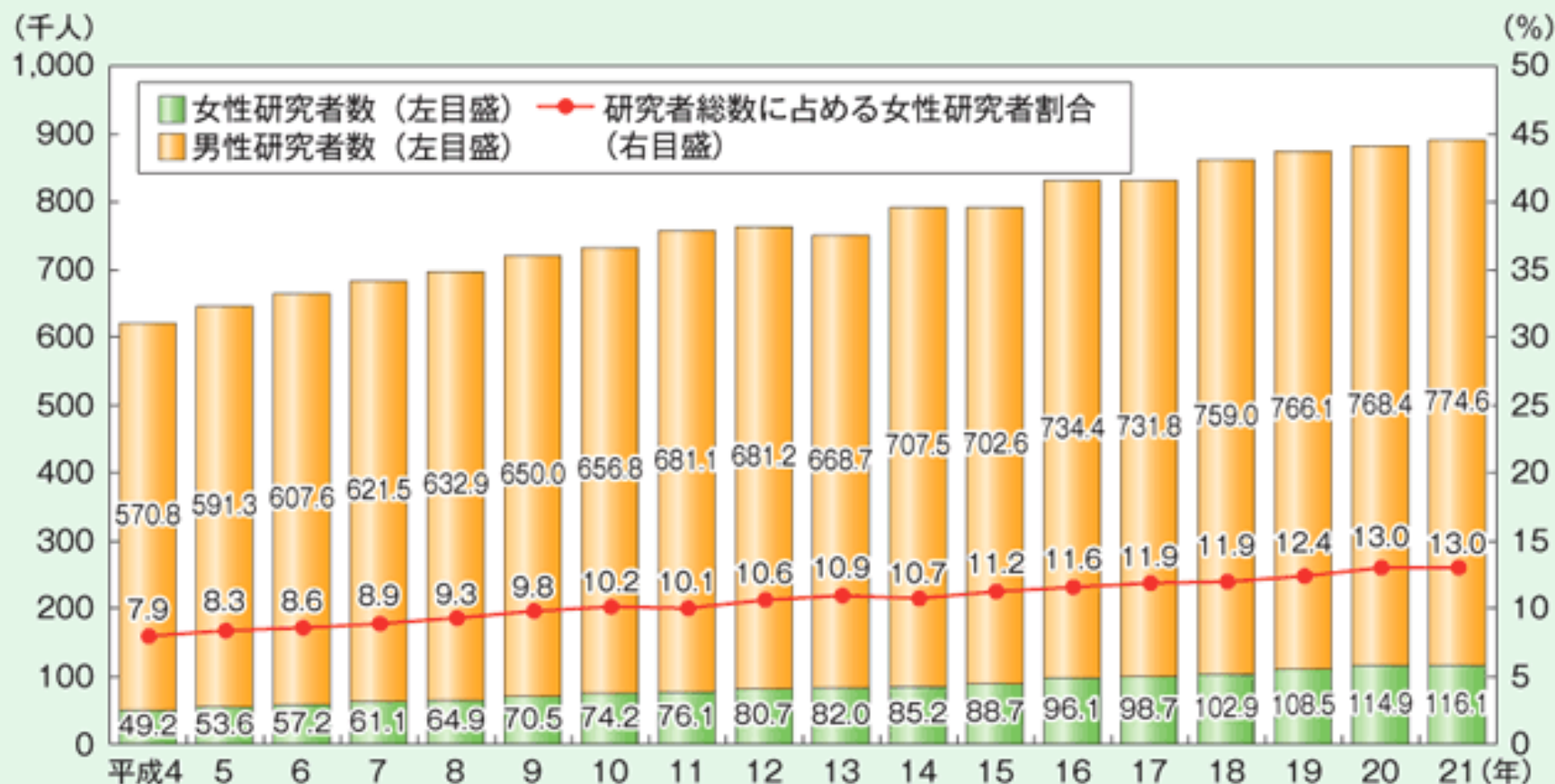
（備考）文部科学省「学校基本調査」（平成21年度）より作成。

第1-8-10図 大学教員における分野別女性割合



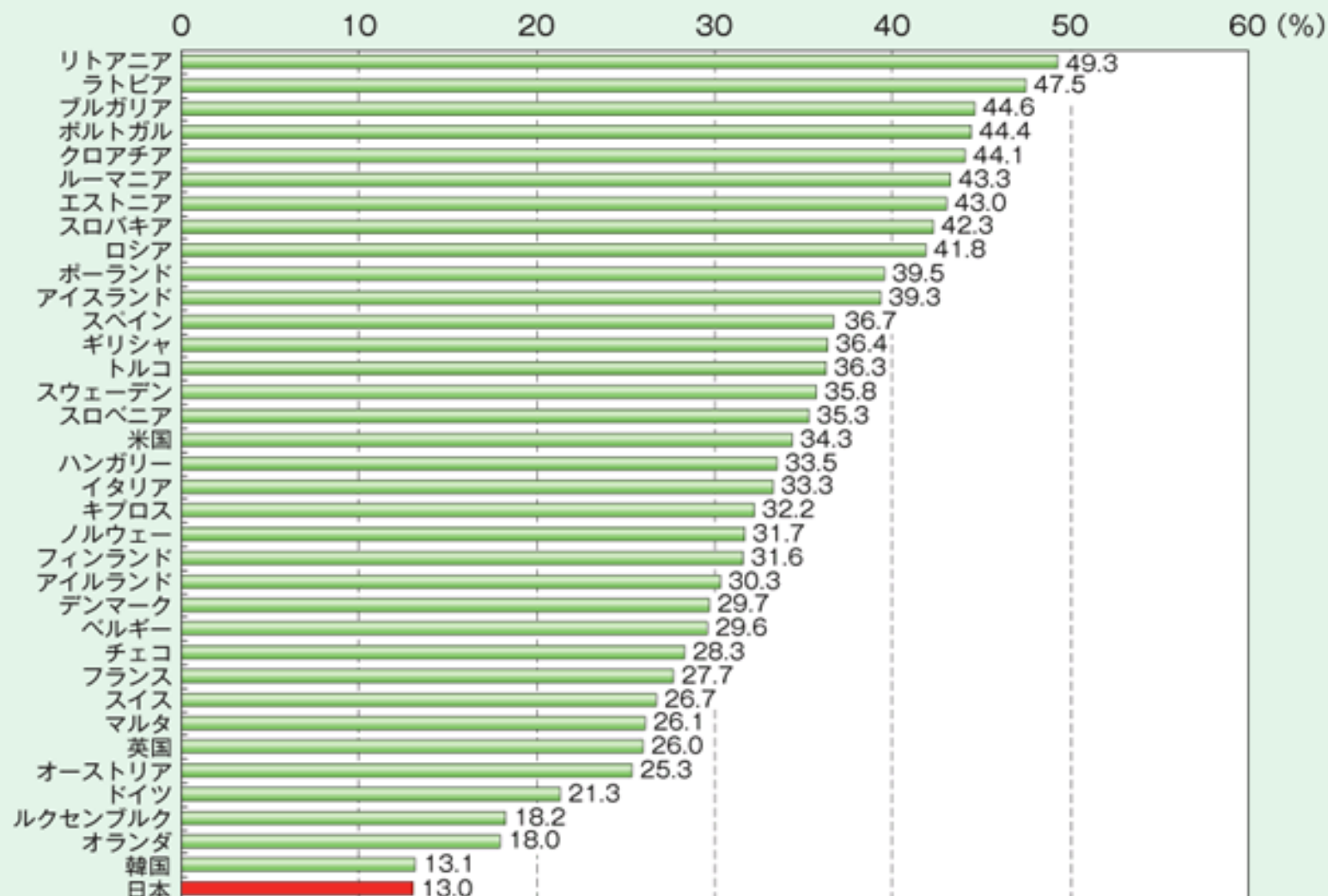
(備考) 文部科学省「学校基本調査」(平成21年度)より作成。

第1-8-5図 女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移



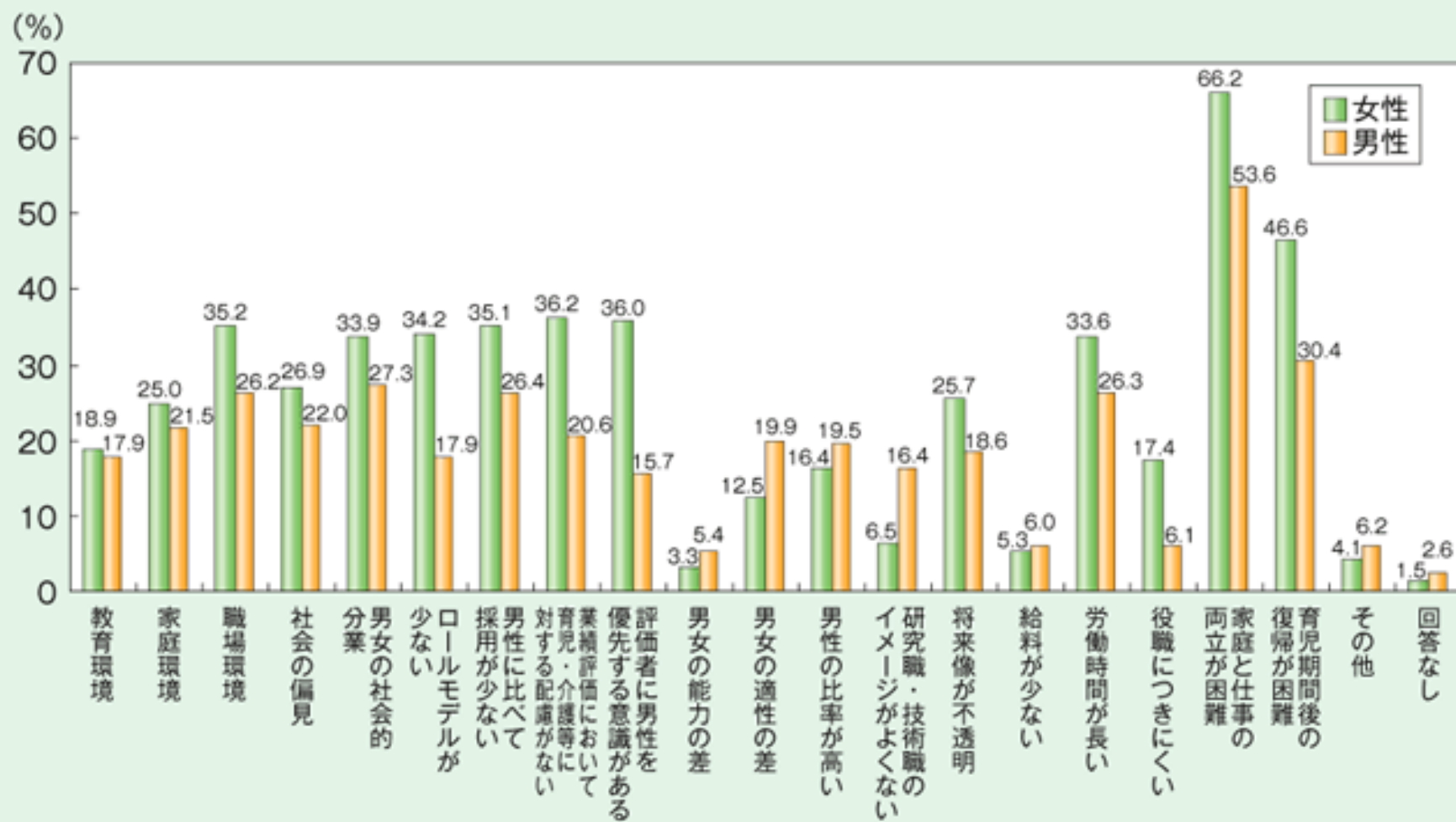
(備考) 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。

第1-8-6図 研究者に占める女性割合の国際比較



- (備考) 1. EU諸国の値は、英国以外は、EU「Eurostat」より作成。推定値、暫定値を含む。エストニア、スロバキア、ロシア、チェコは2007（平成19）年。ポルトガル、アイスランド、ギリシャ、スウェーデン、ノルウェー、アイルランド、デンマーク、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルク、オランダは2006（平成18）年。スイスは2004（平成16）年。その他の国は2005（平成17）年時点。英国の値は、European Commission「Key Figures 2002」に基づく（2000（平成12）年時点）。
2. 韓国の数値は、OECD「Main Science and Technology Indicators 2008/2」に基づく（2006（平成18）年時点）。
3. 日本の数値は、総務省「平成21年科学技術研究調査報告」に基づく（2009（平成21）年3月31日現在）。

第1-8-7図 女性研究者が少ない理由（性別）



（備考）男女共同参画学協会連絡会「科学技術専門職における男女共同参画実態の大規模調査」（平成20年）より作成。

第2-1-1表 男女共同参画基本計画（第2次）の構成

【計画の対象期間】

施策の基本的方向……平成32年（西暦2020年）までを見通した、長期的な施策の方向性
具体的施策……平成22年（西暦2010年）度末までに実施する具体的な施策

【計画の構成】

第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等
- 2 男女共同参画基本計画（第2次）の構成と重点事項

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける男女共同参画の推進
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化
- 2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化
- 3 女性のチャレンジ支援